

羽生市一般廃棄物処理基本計画

平成29年3月

羽 生 市

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	1
第3節 計画の基本的事項.....	3
第2章 地域の概要.....	5
第1節 位置と地形.....	5
第2節 気候.....	6
第3節 人口.....	7
第4節 産業.....	8
第5節 土地利用状況.....	12
第6節 関連計画.....	14
第3章 ごみ処理の現状.....	15
第1節 ごみ処理の現況.....	15
第2節 ごみの排出状況.....	22
第3節 ごみ処理政策の動向.....	42
第4節 ごみ処理の課題.....	45
第4章 ごみ処理基本計画.....	48
第1節 ごみの将来予測.....	48
第2節 ごみ処理の基本方針.....	50
第3節 施策.....	53
第5章 生活排水処理基本計画.....	61
第1節 生活排水処理の現状.....	61
第2節 し尿・汚泥処理の現状.....	65
第3節 水質保全に関する状況.....	67
第4節 生活排水処理の課題.....	69
第5節 生活排水処理基本計画.....	70
第6節 施設の整備計画.....	74
第7節 し尿・汚泥の処理計画.....	77
第8節 広報・啓発活動.....	78
第6章 計画の推進.....	79
第1節 計画の推進体制.....	79
第2節 計画の進行管理.....	79
資料編.....	81
資料1 羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例.....	81
資料2 諮問・答申書.....	87
資料3 計画策定の経過.....	90
資料4 廃棄物減量等推進審議会委員名簿.....	90
資料5 用語解説.....	91

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

20世紀の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、豊かで快適な生活を私たちにもたらしてきましたが、一方では、自然環境の破壊、地球の温暖化、大量の廃棄物の発生などの様々な環境問題を引き起こしています。

近年、廃棄物の量は、減少傾向を示しているものの、質の多様化、最終処分場のひっ迫、資源の枯渇などの問題が生じており、廃棄物の発生抑制、再資源化といった環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の早急な実現が求められています。

国においては、循環型社会の構築を目的として、平成12年に『循環型社会形成推進基本法』を制定し、各種リサイクル法の整備が行われてきました。

本市では、廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物の減量化、資源化を計画的かつ効果的に推進していくため、平成5年、平成18年に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、平成23年12月には中間の見直しを行ってきました。一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「前計画」という。）計画期間の満了に伴い、今後も一般廃棄物の減量化、資源化に継続して取り組んでいくため、新たな計画を策定するとともに、平成27年度に策定した「一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」とあわせ「羽生市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本基本計画」という。）とします。

第2節 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき、市町村が定める計画であり、本市の一般廃棄物の処理量の見込み、排出抑制の方策などを定めるものです。

「羽生市総合振興計画」や「羽生市環境基本計画」における一般廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化そして適正処理に関する事項についての施策を具体化して定めるもので、本市の一般廃棄物の処理に関する最上位計画とし、総合的・計画的な廃棄物の処理に関する施策を推進するための計画です。

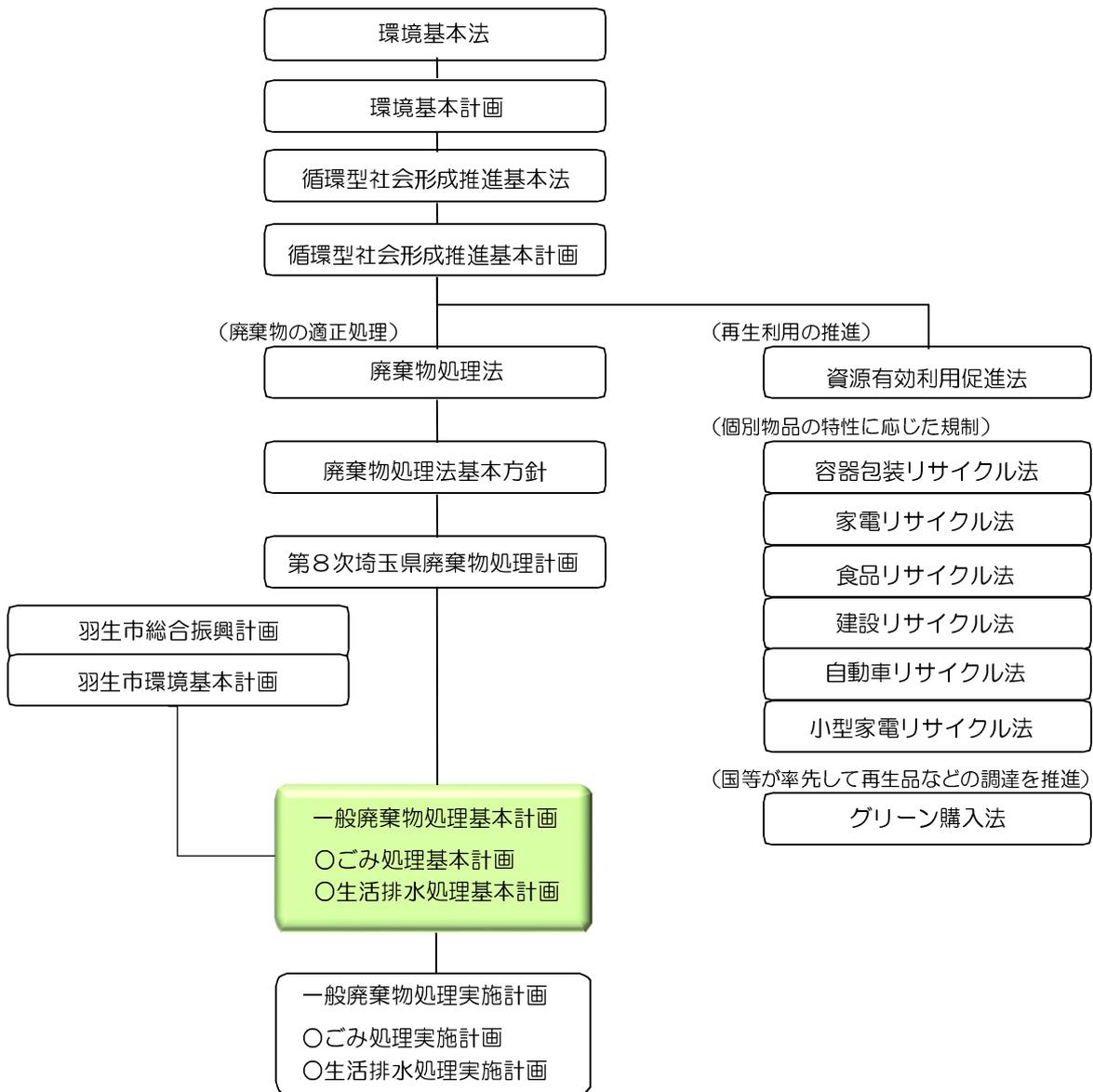


図 1-2-1 計画の位置付け

第3節 計画の基本的事項

1 対象地域

本基本計画の対象地域は、羽生市全域とします。

2 計画期間

本基本計画の期間は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 37 年度（2025 年度）の 10 年間とし、中間年である平成 32 年度（2020 年度）には、計画の進捗状況を確認し、必要に応じ見直します。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や新たな環境問題の発生などの変化に適切に対応するため、必要に応じ計画を見直すものとします。

3 計画の対象とする廃棄物

本基本計画において対象とする廃棄物は、家庭から排出される「生活系ごみ」と事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」、し尿を含む一般廃棄物とします。

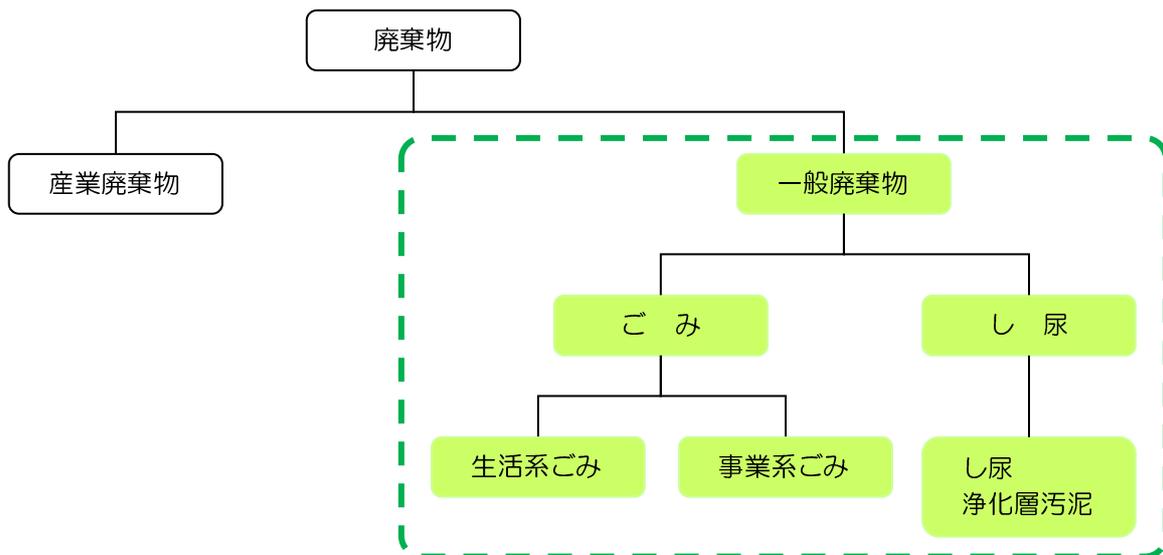
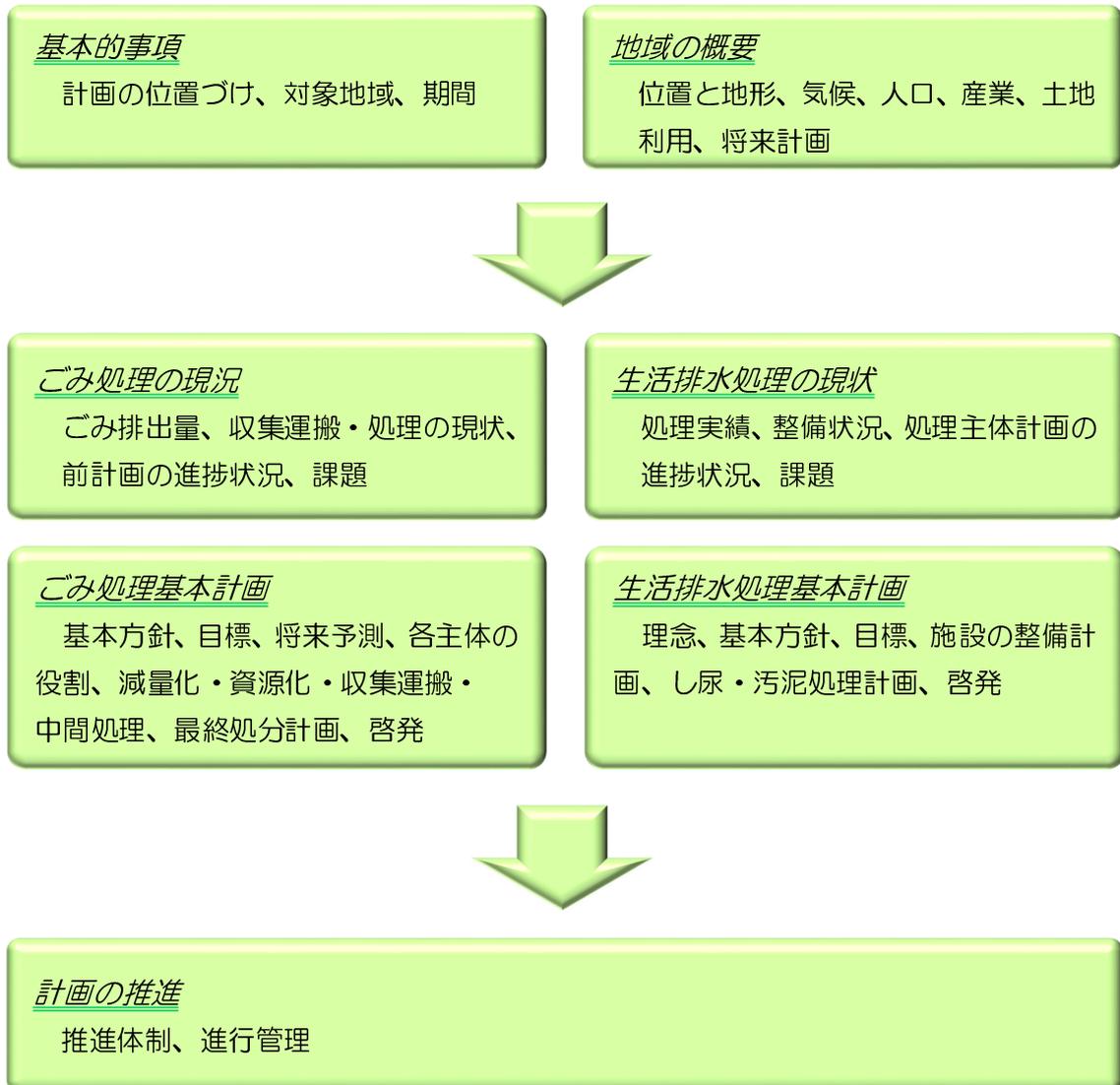


図 1-3-1 対象とする廃棄物の範囲

4 計画の構成

本基本計画の構成は、以下のようになります。



第2章 地域の概要

第1節 位置と地形

本市は、関東地方のほぼ中央、埼玉県の北東部に位置し、東京へ60km、さいたま市へ40kmの距離にあります。市域は、東西10.25km、南北6.71kmの範囲に及び、面積は58.64km²となっています。

市の東端と南端は、加須市に接し、西端は行田市に接しています。また、北端は利根川を隔てて群馬県邑楽郡に接しています。

本市は古くから利根川の氾濫が最も甚だしい地帯であり、自然堤防や河畔砂丘が多く存在するため、一様に平坦ではなく、高い部分を畑や住居に使い、湿地を水田等に利用してきました。

会の川流域である川俣、新郷、岩瀬、須影地区には河畔砂丘が存在していましたが、昭和30年代から土地改良事業や土地区画整理事業による整備が進み、現在では河川や用排水路が縦横に走る県北の穀倉地帯となっています。

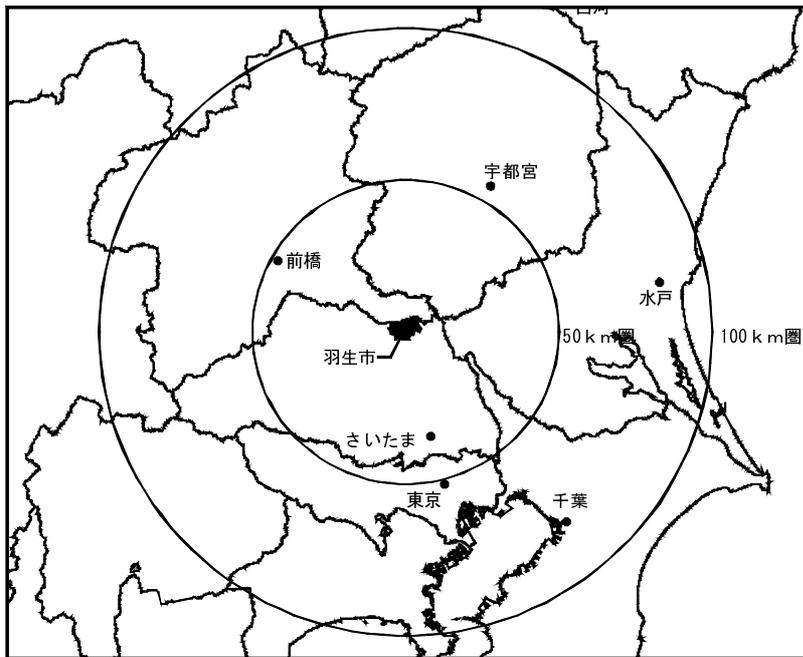


図 2-1-1 羽生市の位置

第2節 気候

本市は、関東地方のほぼ中央にあり、夏は蒸し暑く、冬は北西の季節風が吹くやや内陸的で寒暑の差が比較的大きい地域となっています。梅雨期は、南東の風によって多雨となります。

熊谷地方気象台の過去30年間の観測結果によると、この地域の平均気温は15.0℃、最高気温の平均は20.2℃、最低気温の平均は10.6℃、平均年間降水量は1,286.3mmとなっています。

気象の概況を表2-2-1及び図2-2-1に示します。

表2-2-1 気象概況（統計期間1981年～2010年）

項目	単位：℃、mm												年
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
平均気温	4.0	4.7	7.9	13.6	18.2	21.7	25.3	26.8	22.8	17.0	11.2	6.3	15.0
最高気温の平均	9.4	10.2	13.5	19.5	23.9	26.4	30.1	31.9	27.2	21.7	16.4	11.8	20.2
最低気温の平均	-0.7	0.0	3.1	8.4	13.4	17.8	21.7	23.0	19.3	13.0	6.7	1.6	10.6
降水量	32.6	34.6	70.5	92.9	111.8	145.4	161.6	192.6	208.3	146.1	59.0	31.0	1286.3

出典：平成28年版統計はにゅう

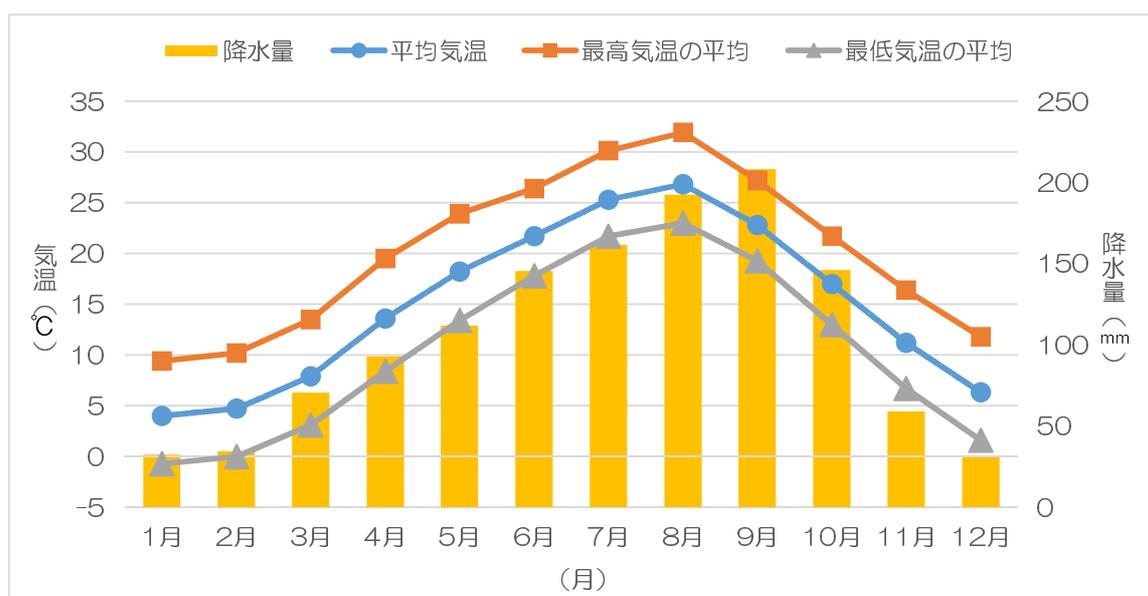


図2-2-1 気象概況（統計期間1981年～2010年）

出典：平成28年版統計はにゅう

第3節 人口

本市の人口は減少傾向、世帯数は増加傾向で推移しています。世帯数当たりの人員は、平成19年の2.90人から平成28年の2.50人へと減少しています。

人口と世帯数の推移を表2-3-1及び図2-3-1に示します。

表2-3-1 人口の推移

年	人口(人)	世帯数(世帯)
平成19年	56,378	19,461
平成20年	56,457	19,840
平成21年	56,249	20,074
平成22年	56,036	20,278
平成23年	55,953	20,513
平成24年	55,607	20,741
平成25年	56,331	21,470
平成26年	56,041	21,692
平成27年	55,838	21,940
平成28年	55,589	22,235

出典：平成28年版統計はにゅう

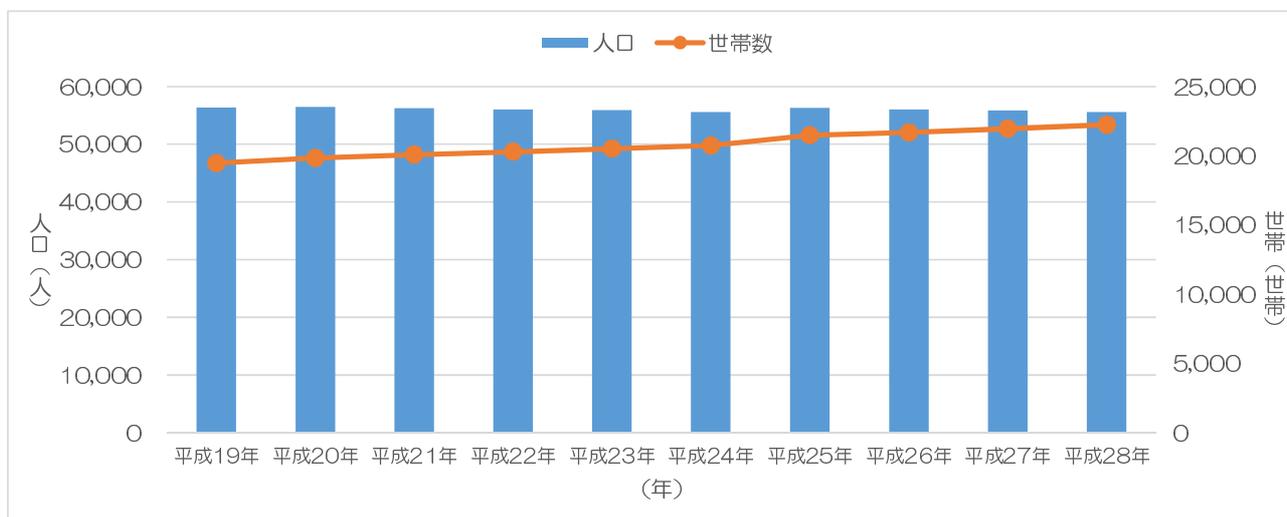


図2-3-1 人口の推移

出典：平成28年版統計はにゅう

第4節 産業

1 産業別就業者数

本市の産業別就業者数は、農業等の第一次産業と建設業や製造業の第二次産業が減少し、サービス業等の第三次産業が増加しています。

産業別就業者数の推移を表 2-4-1 及び図 2-4-1 に示します。

表 2-4-1 産業別就業者数の推移

単位：人

年	第一次産業	第二次産業	第三次産業
平成 2 年	2,067	12,238	12,754
平成 7 年	1,881	12,525	14,227
平成 12 年	1,617	11,766	15,332
平成 17 年	1,442	10,634	15,784
平成 22 年	1,064	8,836	15,940

出典：平成 28 年版統計はにゅう

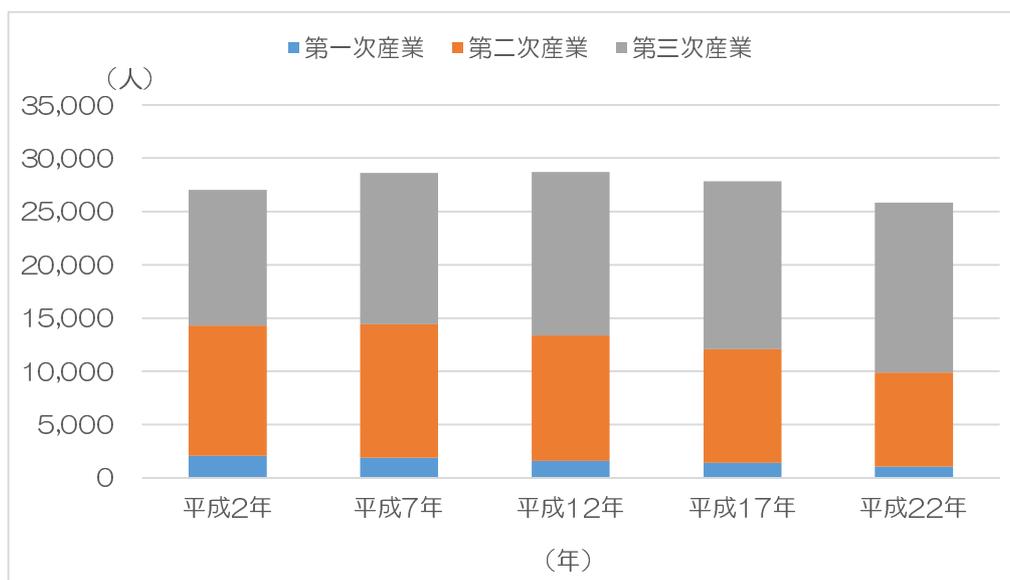


表 2-4-1 産業別就業者数の推移

出典：平成 28 年版統計はにゅう

2 工業

本市の工業は、工場数及び従業者数は減少していますが、製造品出荷額の変動には、ばらつきがみられます。

工場数、従業者数及び製造品出荷額の推移を表 2-4-2 及び図 2-4-2 に示します。

表 2-4-2 工場数、従業者数、製造品出荷額の推移

年	工場数	従業者数（人）	製造品出荷額（万円）
平成 21 年	185	6,368	23,184,672
平成 22 年	181	6,507	23,688,675
平成 24 年	169	6,096	25,281,180
平成 25 年	163	5,894	24,259,694
平成 26 年	155	5,606	24,172,522

出典：平成 28 年版統計はにゅう

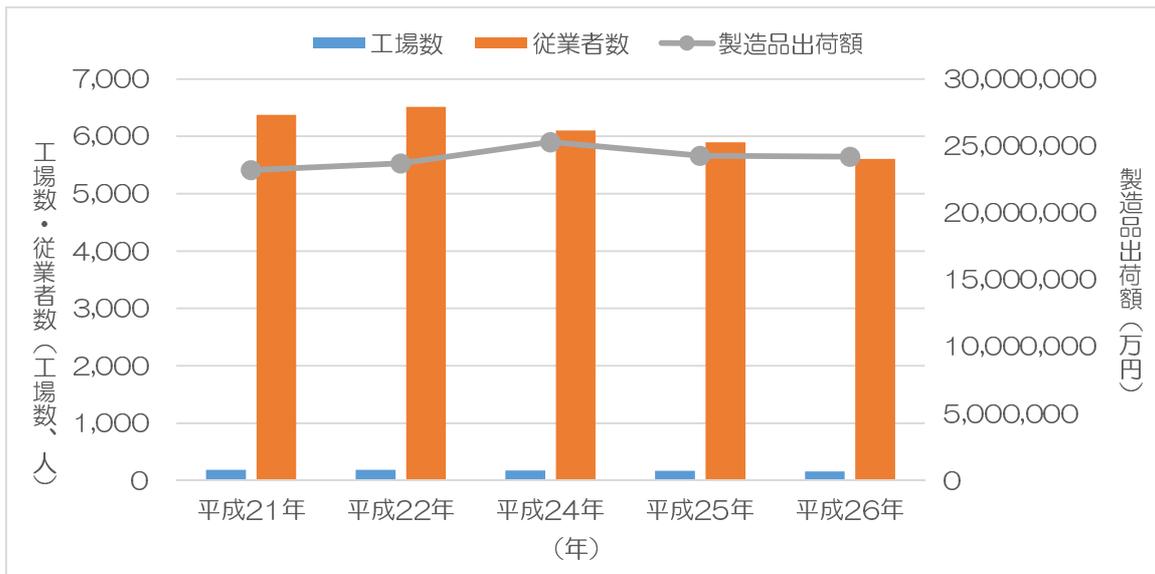


図 2-4-2 工場数、従業者数、製造品出荷額の推移

出典：平成 28 年版統計はにゅう

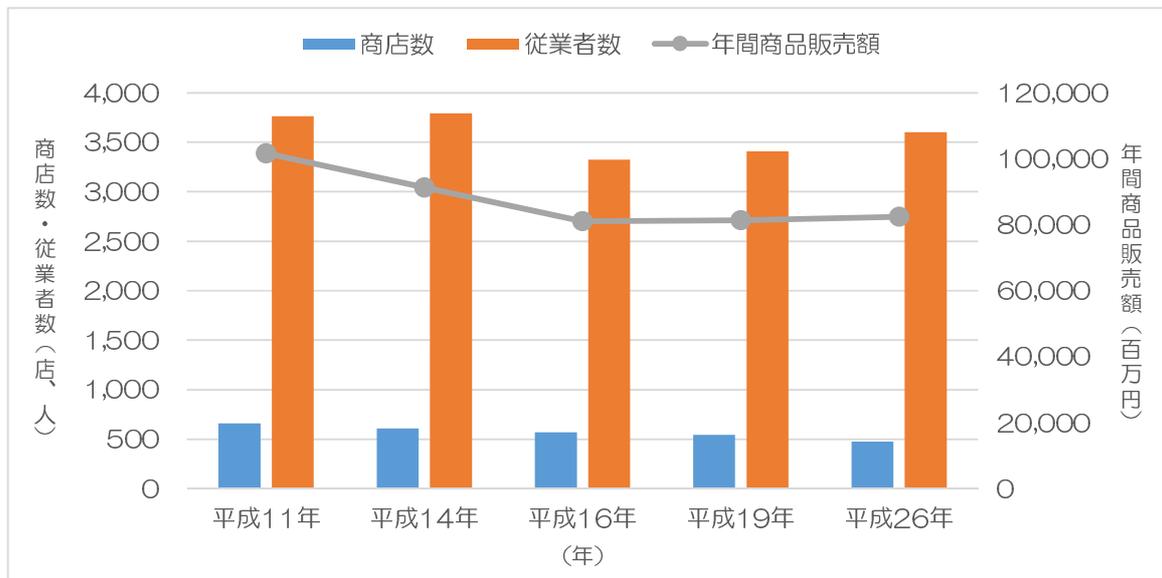
3 商業

本市の商業は、商店数、従業者数及び年間商品販売額とも減少傾向で推移しています。商店数、従業者数及び年間商品販売額の推移を表 2-4-3 及び図 2-4-3 に示します。

表 2-4-3 商店数、従業者数、販売額の推移

年	商店数	従業者数（人）	年間商品販売額（百万円）
平成 11 年	660	3,760	101,632
平成 14 年	610	3,790	91,262
平成 16 年	571	3,322	81,046
平成 19 年	546	3,405	81,378
平成 26 年	478	3,598	82,445

出典：平成 28 年版統計はにゅう



出典：平成 28 年版統計はにゅう

4 農業

本市の農業は、農家数及び経営耕地面積とも減少しています。

農家数及び経営耕地面積の推移を表 2-4-4 及び図 2-4-4 に示します。

表 2-4-4 農家数、経営耕地面積の推移

年	農家数 (戸)	経営耕地面積 (ha)
平成 7 年	2,723	2,606
平成 12 年	2,474	2,331
平成 17 年	2,363	2,040
平成 22 年	2,065	1,704

出典：平成 28 年版統計はにゅう

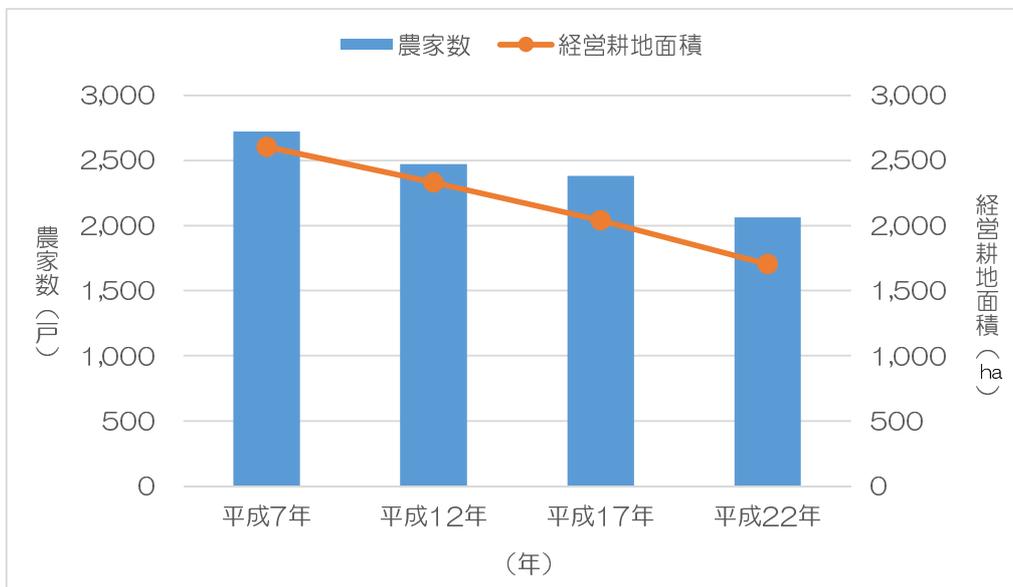


図 2-4-4 農家数、経営耕地面積の推移

出典：平成 28 年版統計はにゅう

第5節 土地利用状況

1 地目別土地面積

本市の総面積は、5,864ha でそのうち約半分が田畑となっています。

田畑や山林、原野は、年々減少しています。

地目別土地面積の推移を表 2-5-1 及び図 2-5-1 に示します。

表 2-5-1 地目別土地利用面積の推移

単位：ha

年	田	畑	宅地	山林	原野	池沼	雑種地	その他
平成 24 年	1,641.1	1,149.1	1,156.6	26.6	9.0	0.5	166.1	1,706.0
平成 25 年	1,635.8	1,145.1	1,165.1	26.2	9.0	0.5	167.2	1,706.1
平成 26 年	1,631.4	1,140.3	1,171.9	25.6	9.0	0.5	168.4	1,707.9
平成 27 年	1,621.3	1,132.7	1,179.3	22.4	7.3	0.5	175.5	1,734.1
平成 28 年	1,613.7	1,121.3	1,184.5	21.3	7.3	0.5	184.9	1,730.5

出典：平成 28 年版統計はにゅう

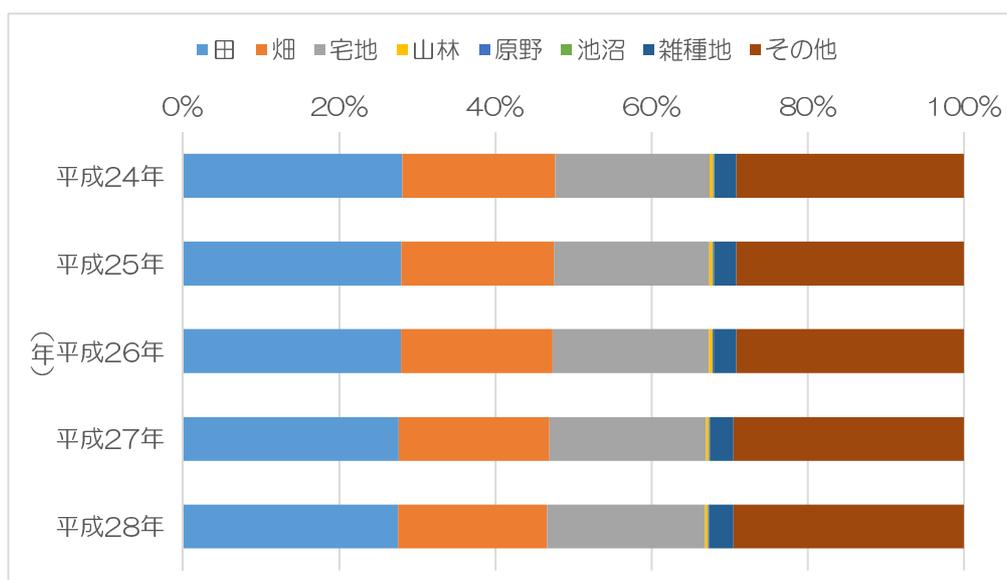


図 2-5-1 地目別土地利用面積割合の推移

出典：平成 28 年版統計はにゅう

2 都市計画

本市は全域を都市計画区域とし、市街化区域に 805ha、市街化調整区域に 5,050ha を指定しています。

市街化区域内の用途地域の状況を表 2-5-2 に示します。

表 2-5-2 用途地域別面積等の指定状況

地域地区名		面積 (ha)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)
第一種低層住居専用地域	岩瀬	48.2	60	40
	その他	33.3	80	50
第一種中高層住居専用地域	南羽生	47.2	150	60
	その他	44.0	200	60
第二種中高層住居専用地域	岩瀬	28.7	150	60
	その他	45.3	200	60
第一種住居地域		236.9	200	60
第二種住居地域		27.8	200	60
準住居地域		13.7	200	60
近隣商業地域	岩瀬	11.2	200	60
	その他	28.9	200	80
商業地域		29.7	400	80
準工業地域		77.6	200	60
工業専用地域	大沼	89.4	200	60
	小松台	37.2	200	50

出典：平成 28 年版統計はにゅう

第6節 関連計画

1 羽生市総合振興計画

本市では、すべての羽生市民が、生涯にわたって希望や生きがいを持ち続け、地域においては活力と元気に溢れ、文化の薫り高い、安心して暮らせる都市を目指し、“活力に満ちた 人輝く文化都市 羽生”を将来都市像に掲げ、第5次羽生市総合振興計画を推進してきました。

第5次羽生市総合振興計画は、基本構想と基本計画からなり、平成25年度に基本構想の一部改定を行い、平成25年度から平成29年度までの後期基本計画を策定しています。

後期基本計画では、7つの政策を掲げ、それぞれの施策を推進しています。

政策6 快適で住みやすいまちづくりの施策において、「4 下水道の整備」、施策として「7 ごみ処理の適正化」をあげています。

2 羽生市環境基本計画

本市では、身近な里地における豊かな生物の多様性を未来に引き継ぐとともに、農業、工業、商業がそれぞれ継続的に発展し、市民が楽しく潤いのある生活を営むことができる持続可能なまちを目指し、“水と緑に囲まれ、心豊かに暮らせるまち”を環境の将来像に掲げ、第2次環境基本計画を推進してきました。環境の将来像を実現するため、環境分野ごとに望ましい環境像を定め、それらを実現するための基本目標を設定しています。

「基本目標 2 健全な生命を育む清らかな水を守る」では、公共用水域の水質汚濁の要因である事業所や家庭からの排水対策を推進し、水質の改善を図るために、公共下水道への接続推進、家庭における合併処理浄化槽の普及促進、浄化槽管理者への維持管理指導が施策としてあげられています。

「基本目標 7 清潔で資源を大切にすまちを目指す」では、ごみの減量、自主的な資源物回収の推進と分別の徹底が施策としてあげられています。

第3章 ごみ処理の現状

第1節 ごみ処理の現況

1 ごみ処理のフロー

本市では、家庭から排出されるごみを収集もしくは、直接持ち込みにより羽生市清掃センターの焼却施設、粗大ごみ処理施設に搬入し中間処理を行っています。

ごみ処理のフローを図 3-1-1 に示します。

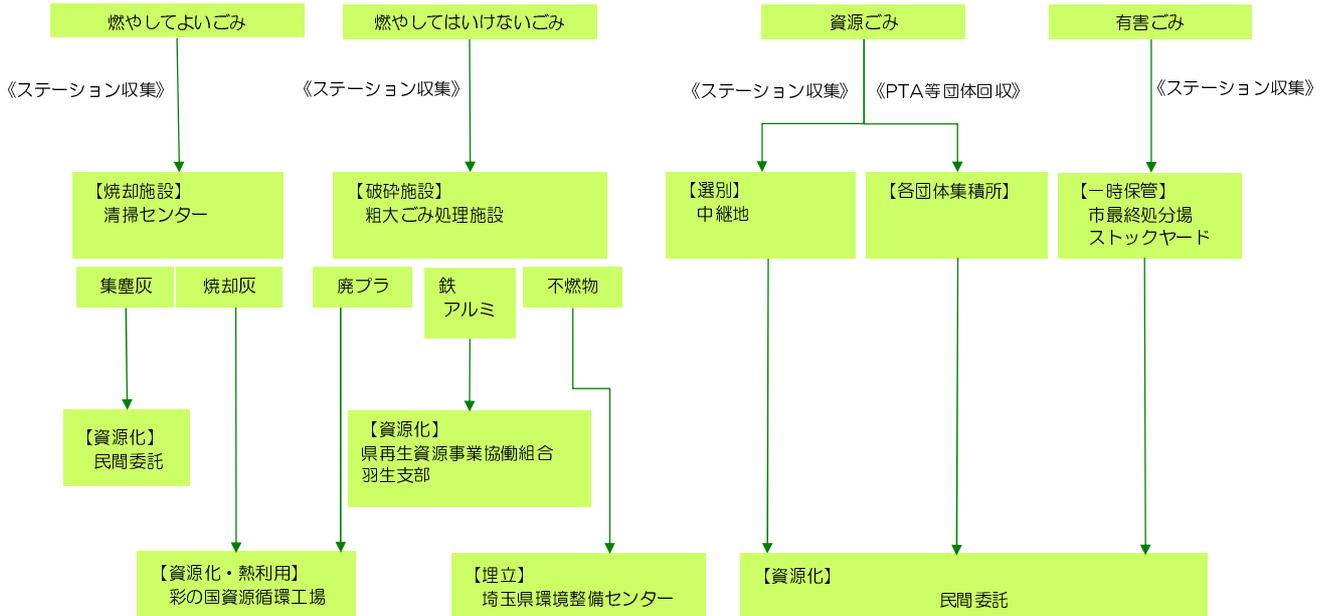


図 3-1-1 ごみ処理のフロー

2 ごみ処理体制

2-1 ごみ分別区分と収集

(1) ごみの分別区分

本市の家庭ごみは、5種12分別のステーション回収と公民館などの公共施設で拠点回収を行っています。分別の区分は事業系ごみも同じになっています。

表 3-1-1 分別区分

分 類		主な品目	
資 源 ご み	ペットボトル	○飲料用のペットボトル ○醤油・焼酎・みりん等のペットボトル 等	
	空かん	○アルミ缶・スチール缶 ○アルミ・スチールマークの付いている缶詰 等	
	空きびん	○洋酒・清涼飲料水ビン 等	
	紙類	新聞	○新聞と折り込みチラシ
		雑誌	○週刊誌・月刊誌 ○教科書・辞書 ○漫画本・その他の本 等
		ダンボール	○ダンボール
		雑紙	○ポスター・カレンダー ○ノート 等
古着	汚れたり破れたりしていない着用できる状態のもの		
燃やしてもよいごみ	○生ごみ ○紙くず ○紙おむつ（汚物は取り除く） ○草・枝・木 ○汚れたり破れた衣類・下着類 等		
燃やしてはいけないごみ	○スプレー缶類 ○ライター類 ○再生できないガラス ○せともの ○ビニール ○プラスチック ○金属類（鍋・やかん・包丁等） ○ゴム・皮革類 ○小型家電 等		
粗大ごみ	○家電製品（大型家電）※ ○タンスなどの家具 ○椅子・自転車 ○ふとん・カーペット 等		
有害ごみ	○蛍光管 ○電球類 ○体温計（水銀式） ○血圧計（水銀式） 等		
拠点回収	○小型家電 ○紙パック ○廃食用油 等 ○乾電池・ボタン電池		
市で 収集 でき ない ごみ	処理困難物	○ガスボンベ ○廃油（植物性を除く） ○農薬 ○農機具類 ○タイヤ ○消火器 ○バッテリー ○エンジン付機械類 ○コンクリートブロック ○建設廃棄物 ○ピアノ 等	
	家電リサイクル法等対象品目	○エアコン ○テレビ ○冷蔵庫・冷凍庫 ○洗濯機 ○衣類乾燥機 ○パソコン	
	事業系ごみ	○商店・飲食店などの事業所から出るごみ	

※ 家電リサイクル法等対象品目は除く。

(2) ごみの収集方法等

本市のごみステーションへの出し方と収集回数は、分類ごとに決められています。

表 3-1-2 (1) ごみの出し方と収集回数

分 類		出し方等	収集回数	
資 源 ご み	ペットボトル	○キャップ、ラベルをとり、すすいでつぶして出す。 ○汚れのひどいものは「燃やしてはいけないごみ」に出す。 →黄色のかごに出す	2 回/月	
	空かん	○キャップを外し、中を洗う。 ○つぶさずに出す。(またはきちんとつぶして出す。) →青色のかごに出す		
	空きびん	○キャップを外し、中を洗う。 ○異物を取り除く。 ○鏡、ガラス、陶磁器は「燃やしてはいけないごみ」に出す。 →青色のかごに出す		
	紙 類	新聞		○ひもで十文字に縛って出す。 →地区の指定場所に出す
		雑誌		○ひもで十文字に縛って出す。 →地区の指定場所に出す
		ダンボール		○ひもで十文字に縛って出す。 →地区の指定場所に出す
		雑紙		○小さい紙は、紙袋などに入れて、ひもやテープで閉じる。 →地区の指定場所に出す
古着	○開いて、ひもで縛って出す。 →地区の指定場所に出す			
燃やしてもよいごみ		○透明または半透明のごみ袋に入れて口を閉じて出す。 ○生ごみの水切りを徹底する。 ○おむつは汚物を取り除いてから出す。 ○枝などは長さ 60cm 以内・太さ 10cm 以内または厚さ 10cm 以内に切ってひもで結ぶか、透明・半透明の袋に入れる。 ○汚れたり破れた衣類、下着類は、なるべく小さくまとめる。 →指定のごみステーションに出す	3 回/週	
燃やしてはいけないごみ		○透明または半透明のごみ袋に入れて口を閉じて出す。 ○スプレー缶類、ライター類は、ガスを抜いて、別袋で出す。 ○刃物類は、紙等で包んで“刃物”と記入して出す。 →指定のごみステーションに出す	1 回/週	
粗大ごみ		○粗大ごみは、目安として 45 ㍓の袋（一般的なサイズ：65cm×80cm）に収まらない大きさのもの 切る・折る・曲げる・たたむことにより 45 ㍓の袋に入るものであれば、通常のごみ（燃やしてもよいごみ・燃やしてはいけないごみ）として排出可。 ○粗大ごみの収集は年 4 回行う。 →指定のごみステーション（燃やしてはいけないごみステーション）に出す。	年 4 回	
有害ごみ		○ダンボール箱などに入れ、外側に“有害ごみ”と記入して、燃やしてはいけないごみの収集日に出す。 →指定のごみステーション（燃やしてはいけないごみステーション）に出す。	1 回/週 「燃やしてはいけないごみ」の日	

表 3-1-2 (2) ごみの出し方

分 類		出し方等
拠点 回収	小型家電	○市役所、各公民館、女性センター、市民プラザに設置してある小型家電回収 BOX に入れる。 ○小型家電回収 BOX の投入口（15cm×30cm）を通過する家電製品
	紙パック	○市役所、各公民館、女性センター、市民プラザにある回収箱に切り開いて出す。
	廃食用油	○油の入っていた容器やペットボトルなどに入れ、しっかり蓋をして、各公民館にある回収箱にそのまま容器ごと入れる。
	乾電池・ボタン電池	○市役所、市内の学校、市民プラザ、公民館、家電販売店、カメラ店、時計店などに設置してある乾電池回収箱に入れる。

また、家庭から排出されるごみを清掃センターに直接持ち込む場合についても分別区分、受け入れ時間が決められています。

表 3-1-3 家庭系ごみの分別区分と受け入れ概要：直接持ち込み

分別区分	受け入れ曜日・時間	出し方
燃やしてもよいごみ	月曜～金曜 8:45～16:30 (12:00～13:00 を除く) 土曜 8:45～11:30	集積所収集に同じ
燃やしてはいけないごみ		
粗大ごみ		
一時的な大量ごみ (引越し、大掃除、庭木刈り込み等)		

事業系ごみは、清掃センターへ直接持ち込むか許可業者に委託して搬入するかのどちらかですが、120 円/10kg の処理手数料がかかります。

なお、市では以下のようなものは収集を行っていません。

- ◆産業廃棄物（事業活動に伴い生じた燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類など）
- ◆ガスボンベ、消火器、タイヤ、廃油、農薬、農機具、バイク、バッテリー、コンクリートブロック、建設廃材、ピアノ、エレキトーン、スプリング入りベッドなど。
- ◆テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコン（家電リサイクル法、資源有効利用促進法により製造事業者等による回収が義務付けられているもの）

(3) ごみステーション

燃やしてもよいごみ、燃やしてはいけないごみ、資源ごみは、ステーション収集を行っています。燃やしてもよいごみ、燃やしてはいけないごみのステーションは増加していますが、資源ごみのステーションは横ばいとなっています。

表 3-1-4 ごみステーションの推移

単位：箇所

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
燃やしてもよいごみ	1,049	1,070	1,101	1,125	1,159
燃やしてはいけないごみ	518	529	544	559	586
資源ごみ	114	109	106	105	107
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
燃やしてもよいごみ	1,168	1,192	1,236	1,258	1,255
燃やしてはいけないごみ	586	605	623	639	666
資源ごみ	108	108	108	108	108

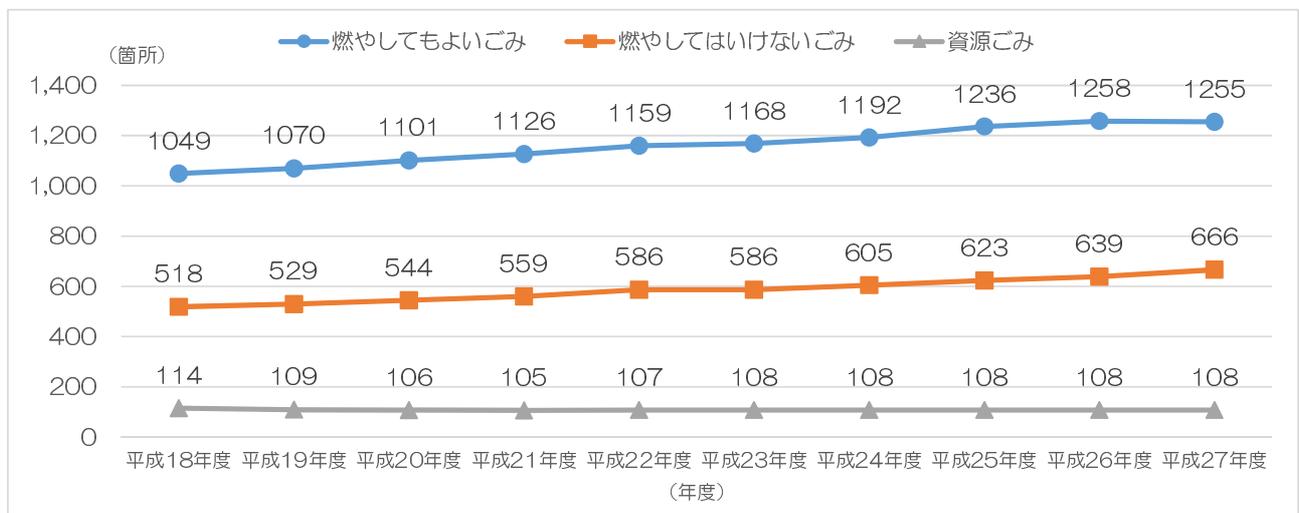


図 3-1-2 ごみステーションの推移

(4) 収集運搬体制

①ステーション方式

ステーション方式の収集運搬は、直営と委託があります。

表 3-1-5 収集運搬体制

分別区分	収集回数	ステーション数	収集形態
燃やしてもよいごみ	週 3 回	1,255 箇所	直営 2t 車 1 台 委託 2t 車 5 台
燃やしてはいけないごみ	週 1 回	666 箇所	委託 2t 車 2 台 3t 車 1 台 4t 車 2 台
資源ごみ	月 2 回	108 箇所	委託 4t 車 1 台 2t 車 3 台

平成 28 年 4 月現在

②拠点回収

公民館などの公共施設に種類ごとに回収箱を設置し、施設の開館時に投入できます。

表 3-1-6 拠点回収体制

ごみ種類	回収日	回収箱の設置場所
小型家電	随 時	市役所、市民プラザ、公民館、女性センター
紙パック	第一木曜日	市役所、市民プラザ、公民館、女性センター
廃食用油	随 時	公民館
乾電池・ボタン電池など	第一木曜日	市役所、公民館、農協支店、学校、家電量販店等の販売店

2-2 中間処理の状況

本市のごみの中間処理は、焼却及び破碎、選別については羽生市清掃センターで行っています。再資源化については、民間などの再生業者で行っています。

焼却施設では、燃やしてもよいごみと粗大ごみ処理施設で手選別された可燃ごみを、焼却しています。

粗大ごみ処理施設では、燃やしてはいけないごみと粗大ごみの破碎選別処理を行っています。破碎後に不燃ごみ、廃プラスチック類、鉄、アルミに分けられます。

表 3-1-7 羽生市清掃センター施設概要

所在地	羽生市大字三田ヶ谷 1863	
敷地面積	14,800m ²	
処理施設	焼却施設	粗大ごみ処理施設
機器の形式など	炉形式 准連続燃焼式焼却炉	破碎機、磁選機、アルミ選別機等
処理能力	80t/16h (40t/16h×2基)	30t/5h
着工	昭和56年10月	昭和62年9月
竣工	昭和58年3月	昭和63年3月

2-3 最終処分の状況

本市のごみの燃やしてはいけないごみ及び粗大ごみから選別された不燃物は、埼玉県環境整備センター最終処分場で処分を行っています。現在、埋め立ては行っていませんが、市の最終処分場も所有しています。

表 3-1-8 羽生市一般廃棄物最終処分場

所在地	羽生市大字弥勒 553-1
総面積	70,073m ²
埋立面積	19,400m ²
埋立容量	77,000m ³
着工	平成7年9月
竣工	平成9年3月
埋立物の種類	焼却灰、不燃物、廃プラスチック類
埋立方式	セルアンドサンドイッチ方式
残余容量	4,343m ³ (平成27年12月末現在)
浸出水処理施設	処理能力：35m ³ /日 処理方式：生物処理→凝集沈殿→高度処理（砂ろ過、活性炭吸着）

第2節 ごみの排出状況

1 ごみの排出量

1-1 ごみの総排出量

ごみの総排出量は、減少傾向で推移しています。本市の人口も同様に減少傾向で推移しています。

表 3-2-1 ごみ総排出量と人口の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
ごみ総排出量 (t)	20,590	19,761	19,369	19,746	19,682
人口 (人)	56,794	56,462	56,220	55,934	55,746

※ 人口は、一般廃棄物処理事業実態調査とあわせ毎年 10 月 1 日現在を使用。

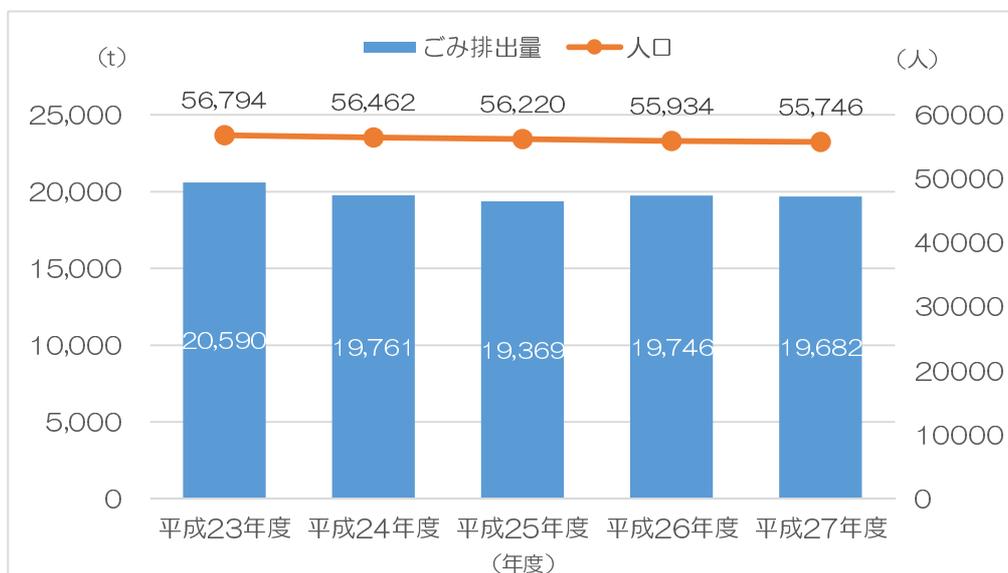


図 3-2-1 ごみ総排出量と人口の推移

1-2 生活系・事業系ごみの量

生活系ごみ量は、減少傾向で推移しています。

事業系ごみ量は、やや増加傾向となっています。

表 3-2-2 生活系・事業系ごみ量の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
生活系ごみ (t)	16,572	15,770	15,047	15,322	15,351
事業系ごみ (t)	4,018	3,991	4,322	4,424	4,331

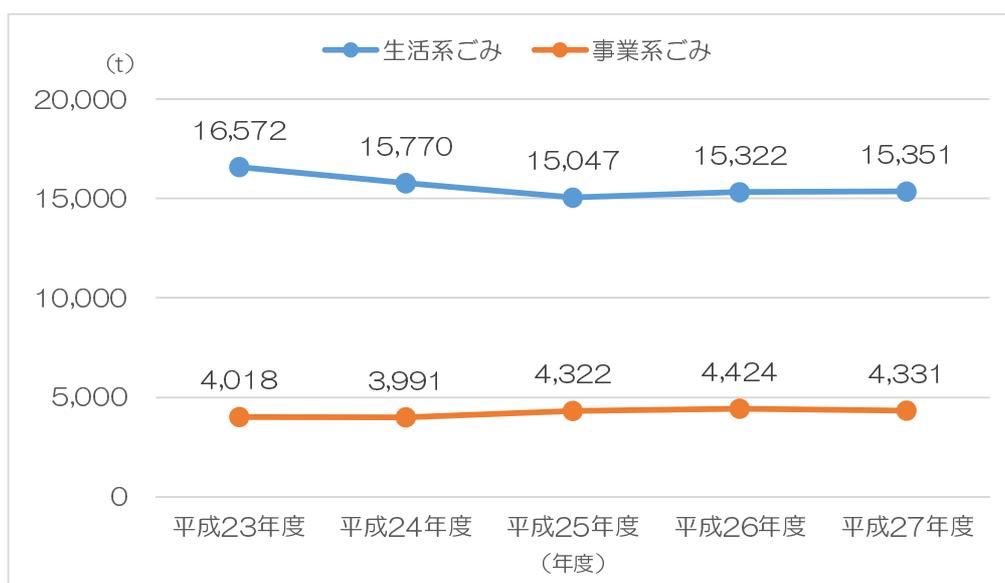


図 3-2-2 生活系・事業系ごみ量の推移

1-3 一人一日当たりのごみ排出量

一人一日当たりのごみ排出量は、減少傾向で推移していましたが、平成 23 年度に増加し、近年は横ばいで推移しています。

一人一日当たりの生活系ごみ排出量も同様な傾向がみられます。

表 3-2-3 一人一日当たりのごみ排出量の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一人一日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	991	959	944	967	965
一人一日当たりの生活系ごみ排出量 (g/人・日)	797	765	733	750	752

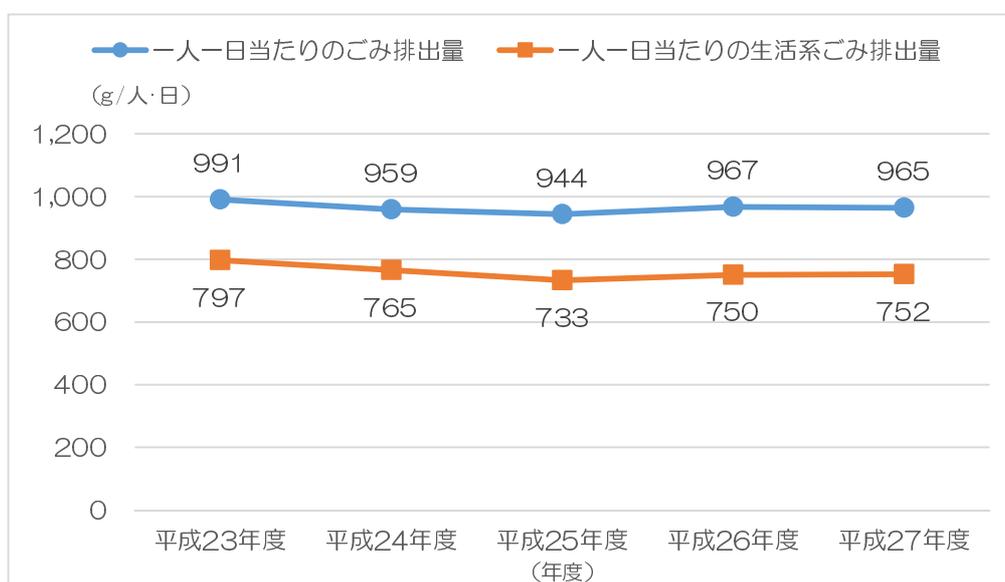


表 3-2-3 一人一日当たりのごみ排出量の推移

1-4 ごみの種類ごとの排出量

(1) 生活系ごみ

生活系では、燃やしてもよいごみと資源ごみは減少傾向、燃やしてはいけないごみと粗大ごみは増加傾向で推移しています。

表 3-2-4 ごみの種類ごとの排出量：家庭系

単位：t

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
燃やしてもよいごみ	10,147	10,161	9,852	9,647	9,734
燃やしてはいけないごみ	2,758	2,721	2,322	2,864	2,849
粗大ごみ	224	244	240	250	248
その他ごみ	737	50	25	24	23
資源ごみ	2,706	2,594	2,608	2,537	2,497

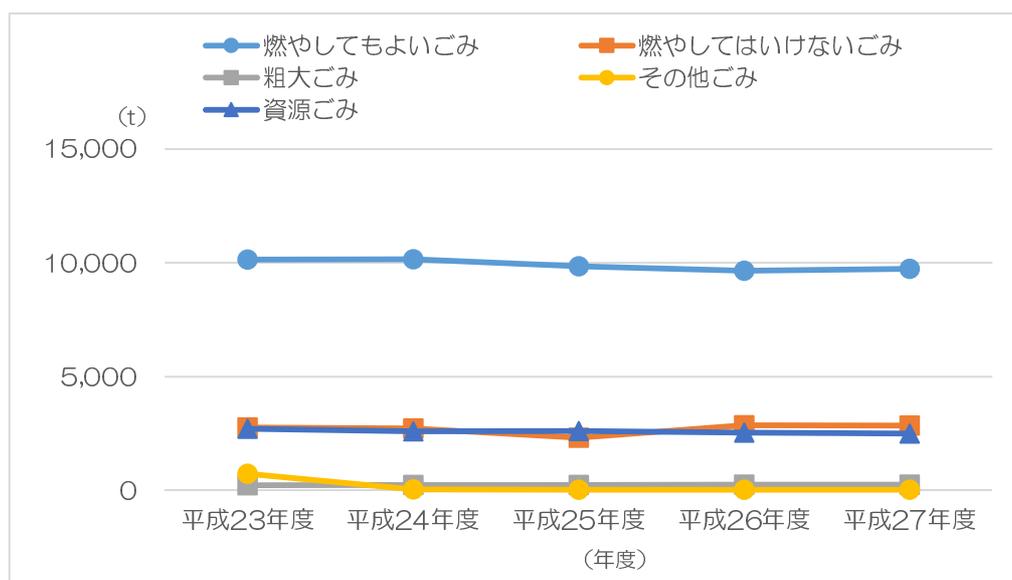


図 3-2-4 ごみの種類ごとの排出量：家庭系

資源ごみは、ステーションでの回収と集団回収があります。

市民から排出される資源ごみの量は、減少傾向で推移しています。品目別では、ペットボトルは増加傾向、その他の品目は横ばいか減少傾向で推移しています。

表 3-2-5 資源ごみの排出量：ステーション回収

単位：t

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
紙類	959	898	896	865	816
紙パック	1	1	1	1	1
紙製容器包装	340	329	329	331	326
金属類	172	173	166	164	162
ガラス類	412	403	402	394	399
ペットボトル	223	227	231	231	235
廃油	2	1	1	1	1
その他	71	59	59	61	52
合 計	2,180	2,691	2,085	2,048	1,992

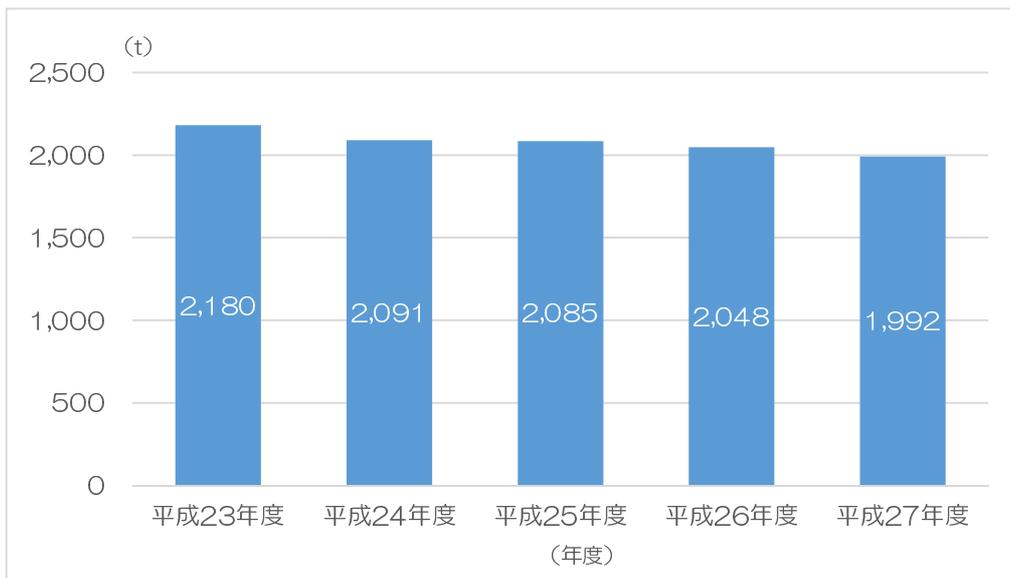


図 3-2-5 資源ごみの排出量

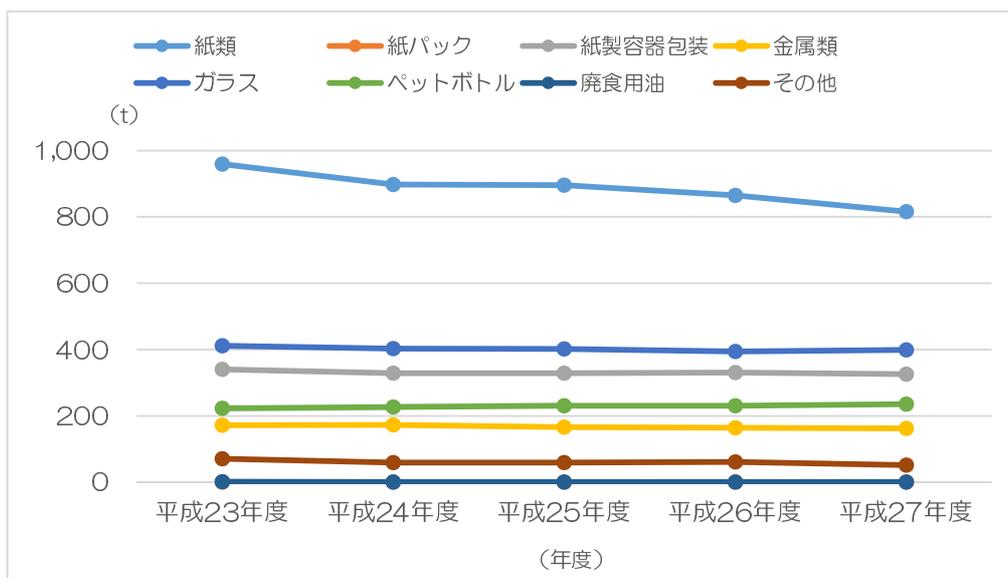


図 3-2-6 資源ごみの品目別排出量

集団回収量は、年度による変動はありますが、ほぼ横ばいで推移しています。集団回収は、広く市民に浸透しているためであると考えられます。

表 3-2-6 集団回収量

単位：t

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
びん	3	2	2	1	2
かん	6	5	4	5	4
新聞	370	367	376	357	336
雑誌	89	74	81	66	70
ダンボール	54	52	56	55	63
雑紙	—	0.1	0.3	0.3	0.4
布類	5	4	4	4	29
牛乳パック	—	—	—	—	—
アルミ缶	—	—	—	—	—
合計	526	503	523	489	505

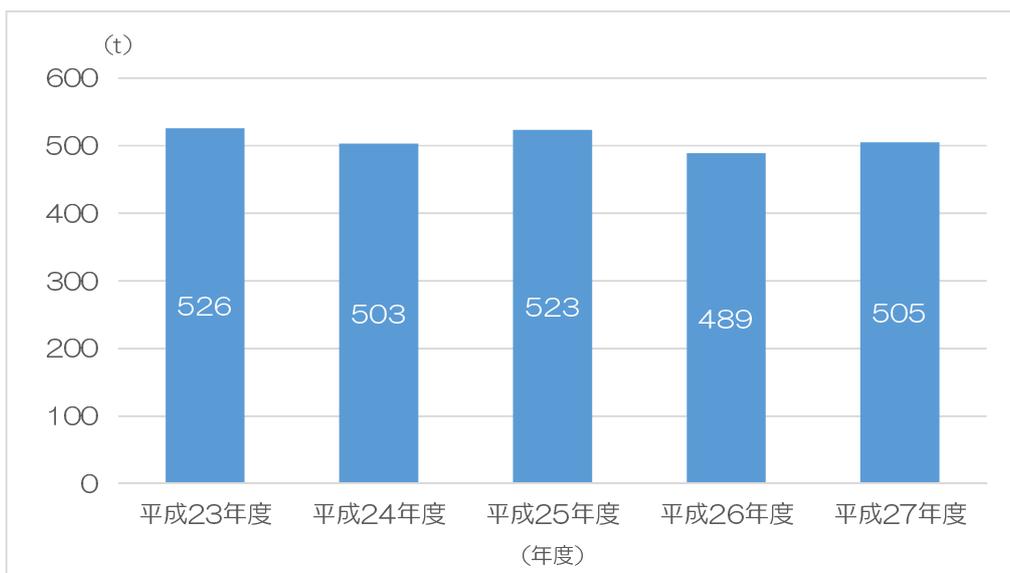


図 3-2-7 集団回収量

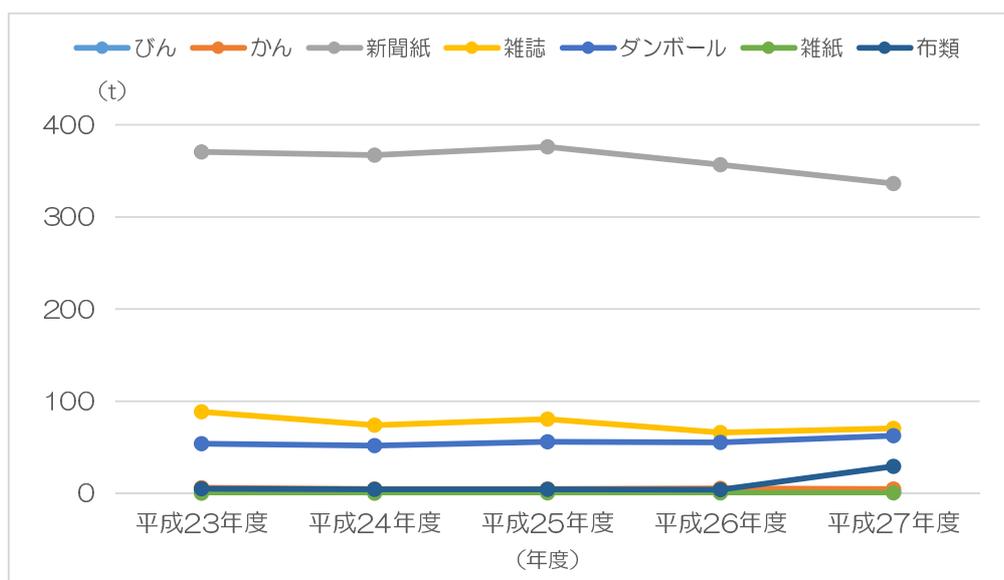


図 3-2-8 品目別の集団回収量

(2) 事業系ごみ

事業系では、燃やしてもよいごみは減少傾向で推移してきましたが、平成25年度から増加傾向となっています。燃やしてはいけないごみは、横ばいで推移しています。

表 3-2-7 ごみの種類ごとの排出量：事業系

単位：t

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
燃やしてもよいごみ	3,924	3,892	4,221	4,313	4,225
燃やしてはいけないごみ	94	99	101	111	106

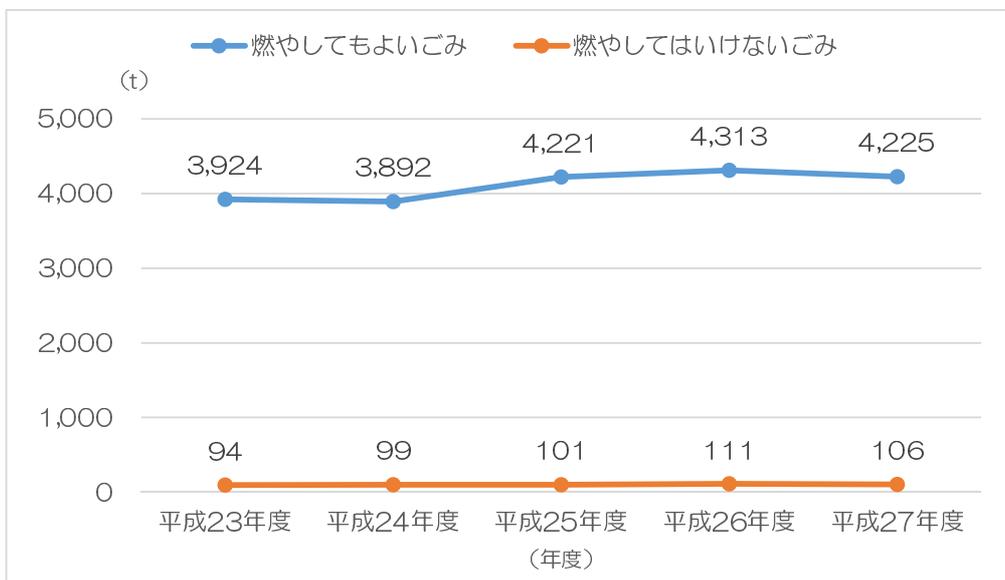


図 3-2-9 ごみの種類ごとの排出量：事業系

2 中間処理量

2-1 焼却処理量

焼却処理量は、減少傾向で推移していましたが、近年は横ばいとなっています。

表 3-2-8 焼却処理量の推移

単位：t

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
直接焼却量	13,627	13,738	13,796	13,312	13,931
焼却施設以外の施設からの焼却	1,441	1,364	1,479	1,523	1,553
合 計	15,068	15,102	15,275	14,835	15,484

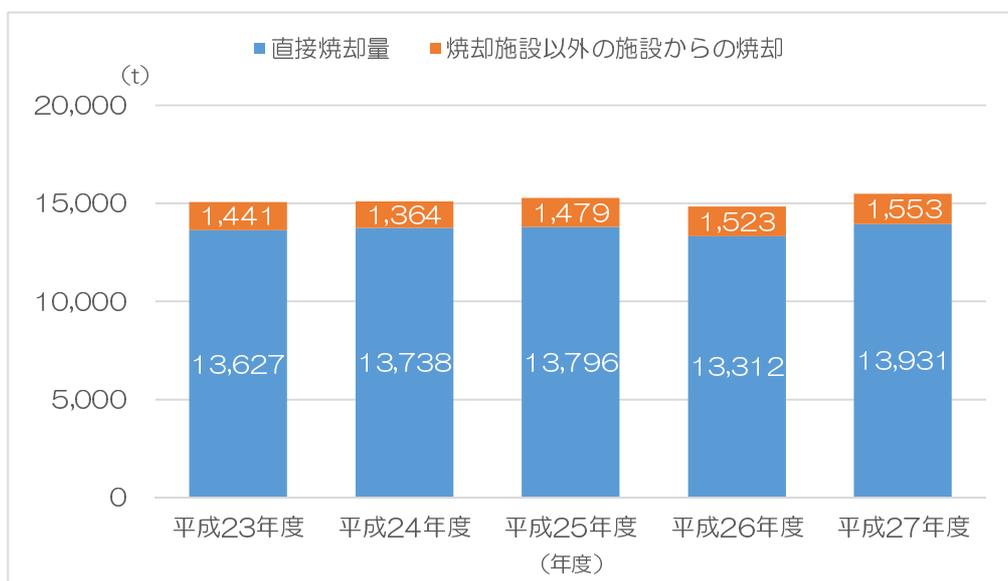


図 3-2-10 焼却処理量の推移

2-2 破碎・選別処理量

粗大ごみ処理施設での破碎・選別処理量は、増加傾向で推移しています。

表 3-2-9 破碎・選別処理量の推移

単位：t

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
粗大ごみ処理施設	2,579	2,447	2,536	2,577	2,559

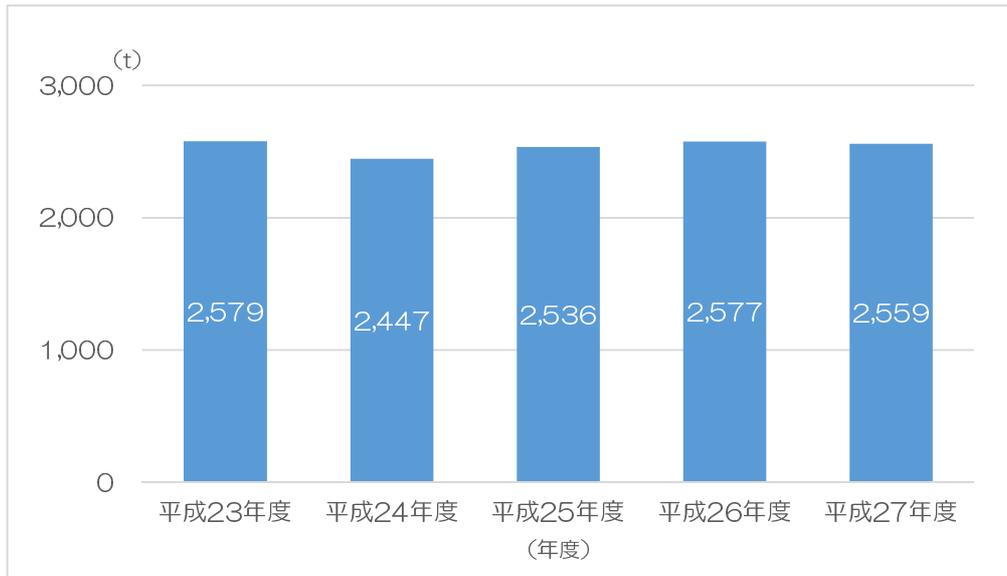


図 3-2-11 破碎・選別処理量の推移

3 再生利用量

3-1 再生利用量

再生利用量は、増加傾向で推移しています。

破碎選別処理後の鉄とアルミは回収し、資源化しています。また、焼却処理後の焼却灰や集塵灰も資源化しています。

資源ごみ量と破碎選別処理後回収は、減少していますが、中間処理後再生利用は、横ばいとなっています。

表 3-2-10 再生利用量の推移

単位：t

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
直接資源化量	2,181	2,092	2,094	2,063	2,003
中間処理後再生利用	2,166	1,824	1,890	2,317	1,965
集団回収	526	504	523	488	505
合 計	4,873	4,420	4,507	4,868	4,473

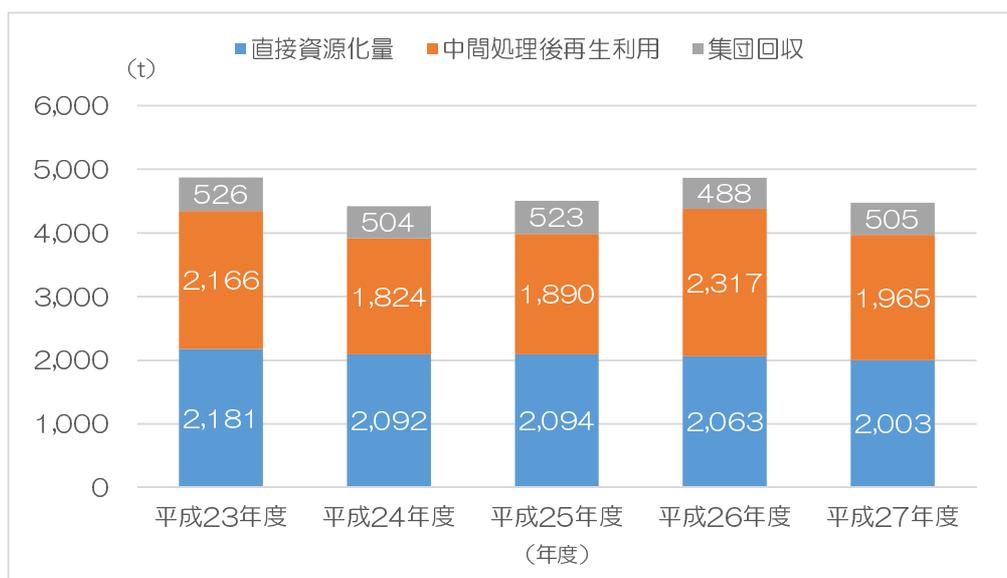


図 3-2-12 再生利用量の推移

3-2 再生利用率

再生利用率（再生利用量÷ごみ総排出量）は、横ばいになっています。

表 3-2-11 再生利用率の推移

単位：%

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
再生利用率	24.8	23.5	23.8	26.4	24.1

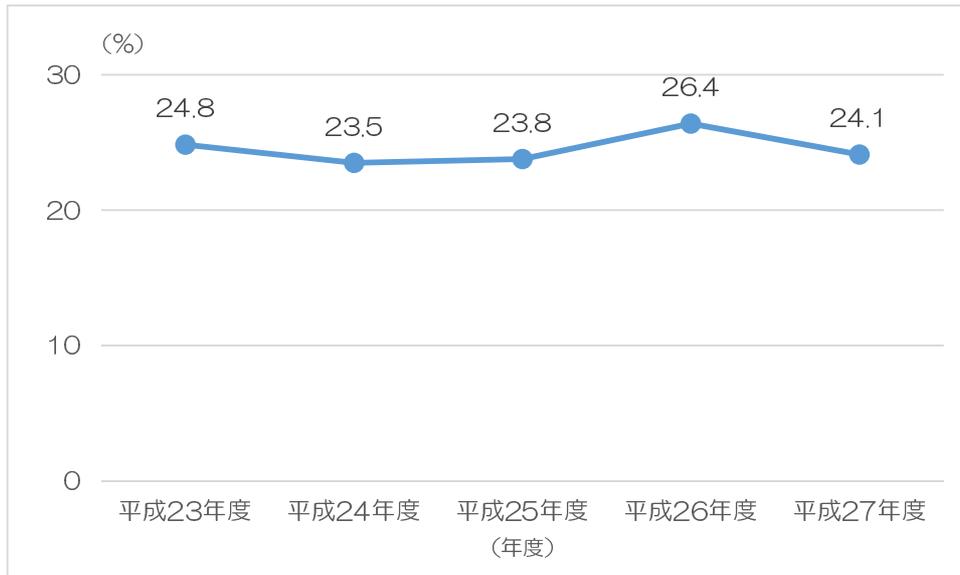


図 3-2-13 再生利用率の推移

4 最終処分量

4-1 最終処分量

最終処分量は、中間処理後の焼却灰や集塵灰を資源化することにより、少なくなっています。

表 3-2-12 最終処分量の推移

単位：t

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
直接最終処分 (がれき等)	724	38	—	—	—
粗大ごみ処理施設から の残さ量	699	695	665	678	634
焼却残さ量	107	485	—	—	—
合 計	1,530	1,218	665	678	634

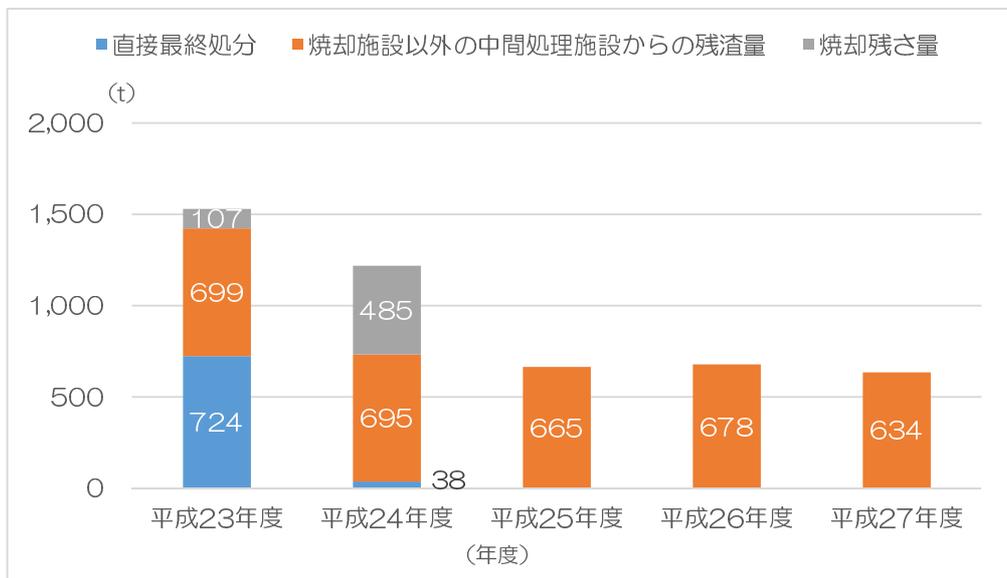


図 3-2-14 最終処分量の推移

4-2 最終処分率

最終処分率（最終処分量÷ごみ総排出量）は、最終処分量が少なくなったことにより、低くなっています。

表 3-2-13 最終処分率の推移

単位：%

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
最終処分率	7.8	6.5	3.5	3.7	3.4

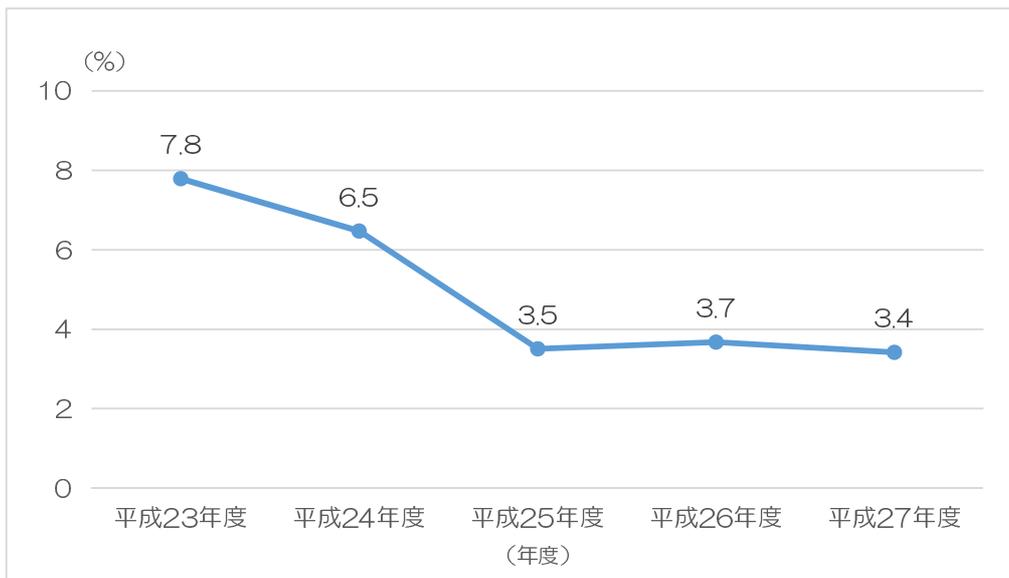


図 3-2-15 最終処分利用率の推移

5 ごみ減量化、資源化に向けた取り組み

5-1 ごみ処理施策の経緯

本市の廃棄物処理施設は、昭和 58 年 3 月に羽生市清掃センター、昭和 63 年 3 月に粗大ごみ処理施設が竣工しました。平成 10 年には、清掃センターの焼却施設のダイオキシン対策としてバグフィルターが整備されました。また、平成 19 年～20 年には、焼却炉の大規模改修を実施しています。

ごみの資源化に向け、昭和 61 年に資源ごみ（ビン、カン）、平成 5 年に資源ごみ（古紙、古着、ペットボトル）の回収が開始されました。平成 10 年には、羽生市廃棄物減量等推進員（クリーン推進員）が始まりました。

ごみに関する問題を総合的に検討するため、平成 3 年に市内関係団体からの推薦及び市民からの公募による委員によって構成された「羽生市のごみ問題を考える市民委員会」が設置されました。その後、平成 7 年には同委員会の内容を発展させた「羽生市廃棄物減量等推進審議会」が設置され、市長からの諮問に基づき審議を行い、ごみ減量・リサイクル促進の方策について答申を行いました。

表 3-2-14 にごみ処理に関する本市の取り組みを示します。

表 3-2-14 (1) ごみ処理に関する本市の取り組み

年度	月	内 容
昭和 51 年度	4	不燃ごみ収集（村部）委託開始
昭和 57 年度	3	羽生市清掃センター（焼却施設）竣工
昭和 58 年度	4	不燃ごみ収集（市街）委託開始
昭和 61 年度	10	資源ごみ（ビン・缶）回収事業開始
昭和 62 年度	3	羽生市粗大ごみ処理施設竣工
平成元年度	4	可燃ごみ収集委託開始
平成 2 年度	4	一般廃棄物運搬業務委託開始
	11	簡易焼却炉設置費補助開始
	3	羽生市一般廃棄物最終処分場竣工
平成 3 年度	8	「羽生市のごみ問題を考える市民委員会」発足
	3	市民委員会 市長へ中間答申
平成 4 年度	4	生ごみ処理容器購入費補助制度開始
	5	紙パック回収開始（市内 11 ヶ所に回収箱設置）
	3	「羽生市のごみ問題を考える市民委員会」最終答申
平成 5 年度	10	羽生市一般廃棄物処理基本計画策定
		資源ごみ回収品拡充（古紙、古着、ペットボトル）

表 3-2-14 (2) ごみ処理に関する本市の取り組み

年度	月	内 容
平成 6 年度	4	事業系一般廃棄物処理有料化 (200 円/10kg)
		集団回収 (PTA 等) への補助開始
	7	粗大ごみ分別回収開始
平成 7 年度	4	集じん灰運搬処理委託開始
		不燃ごみ収集 (市街) を委託
	7	羽生市空き缶等の散乱の防止に関する条例施行
	10	一般家庭の焼却灰収集開始
	11	羽生市廃棄物減量等推進審議会発足
平成 8 年度	9	羽生市分別収集計画 (H9~H13) 策定
	10	リサイクルセンター開設 (リサイクル自転車)
	3	羽生市一般廃棄物最終処分場竣工 (新処分場)
平成 9 年度	10	透明・半透明ごみ袋採用 (4 月から 9 月は試行期間)
		羽生市廃棄物減量等推進審議会最終答申
		リサイクルショップ開設 (不用品の販売)
	11	家庭用簡易焼却炉補助制度廃止
	1	羽生市廃棄物減量等推進員モデル地区 (東町、東大和町、栄町) スタート
	3	バグフィルター竣工 (焼却処理施設)
平成 10 年度	4	不燃ごみ収集 (村部) 回数増 (月 3 回に)
		事業系一般廃棄物処理手数料変更 (120 円/10kg)
		羽生市廃棄物減量等推進員全地区スタート (230 名)
		行田地区ごみ処理広域化協議会設立
	3	一般廃棄物処理基本計画見直し (行田地区ごみ処理広域化協議会)
平成 11 年度	4	彩北広域清掃組合加入
		生ごみ処理機購入費補助制度開始
	6	羽生市分別収集計画策定 (H12~H16)
平成 12 年度	4	羽生市廃棄物減量等推進員 (委任・2 年更新)
		不燃ごみ回収 (村部) 回数増加 (月 3 回→週 1 回)
平成 13 年度	4	粗大ごみ分別回収・回数増加 (2 回/年→4 回/年)
平成 14 年度	4	羽生市廃棄物減量等推進員 (委任・2 年更新)
		生ごみ処理機補助金額引き下げ (20,000 円→15,000 円)
	6	羽生市分別収集計画策定 (H15~H19)
平成 15 年度	4	資源ごみ回収報償金金額の引き下げ (一律 3 円/kg)
		報償金対象品目にペットボトル追加

表 3-2-14 (3) ごみ処理に関する本市の取り組み

年度	月	内 容
平成 16 年度	4	羽生市廃棄物減量等推進員（委任・2 年更新）
	3	羽生市汚泥再生処理センター竣工
平成 17 年度	4	羽生市汚泥再生処理センター運転管理業務委託開始
	6	生ごみ処理機器補助金額引き下げ （処理機 15,000 円→10,000 円 コンポスト 2,500 円→2,000 円）
		羽生市分別収集計画策定（H18～H22）
3	彩北広域清掃組合離脱	
平成 18 年度	12	羽生市一般廃棄物処理基本計画（素案）策定
		羽生市一般廃棄物処理基本計画策定
	3	廃プラスチック類運搬処理委託開始
平成 19 年度	8	ごみ減量協力店・協力事業所認定制度スタート
	11	ごみ減量研究グループ発足（12 名）
		清掃センター焼却炉大規模修繕（～20 年）
平成 20 年度	4	廃食用油清掃センターにて回収開始
	10	事業系一般廃棄物搬入検査開始
	3	リサイクルショップ閉鎖
平成 21 年度	4	資源ごみ品目に雑紙を追加
		廃食用油拠点（各公民館）回収開始
		最終処分場延命化のため全量処理委託開始
	3	リサイクル家具展示会実施
平成 22 年度	5	羽生市分別収集計画策定（H23～H27）
平成 24 年度	4	集じん灰資源化委託開始
平成 26 年度	1	小型家電拠点回収開始
平成 28 年度	4	羽生市分別収集計画策定（H28～H32）

5-2 家庭用生ごみ処理機器購入補助

家庭ごみから排出される生ごみを減らすため、市民が購入する電動生ごみ処理機、コンポスターの購入時に補助金を交付しています。

家庭用生ごみ処理機器購入補助の実績は、平成 22 年度が最も多く、その後は減少傾向となっています。

表 3-2-15 生ごみ処理機器購入補助実績

単位：機

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
生ごみ処理容器 (コンポスト)	8	3	10	16	37
生ごみ処理機 (電気式)	14	8	12	15	12
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
生ごみ処理容器 (コンポスト)	27	24	20	11	10
生ごみ処理機 (電気式)	6	2	1	0	2
補助額等	生ごみ処理容器：購入費の範囲内で 2,000 円を限度 生ごみ処理機：購入金額の 1/2 (上限 10,000 円、100 円未満切り捨て)				

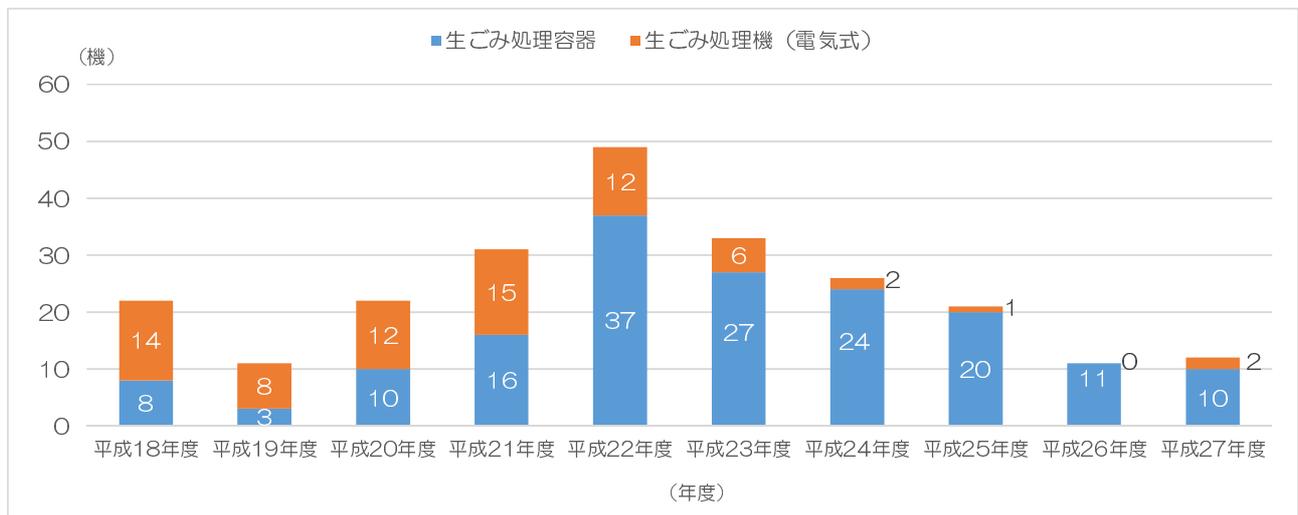


図 3-2-16 生ごみ処理機器購入補助実績

5-3 資源ごみ回収への支援

本市では、資源ごみを収集し回収業者に売却した自治会や PTA 等の地域活動団体に手数料（奨励金）を交付しています。

手数料（奨励金）は、3 円/kg で、回収品目は、びん、かん、ペットボトル、新聞紙、雑誌、ダンボール、布類、雑紙の 8 種類です。

表 3-2-16 資源ごみ回収量・手数料（奨励金）の推移

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
自治会	回収量 (t)	2,199	2,141	1,839	1,825	1,628
	奨励金交付額(円)	6,566,686	6,402,047	5,495,900	5,451,339	4,885,380
PTA 等の 集団回収	回収量 (t)	513	489	526	541	534
	奨励金交付額(円)	1,537,651	1,467,858	1,579,059	1,622,037	1,602,982
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
自治会	回収量 (t)	1,615	1,557	1,535	1,512	1,456
	奨励金交付額(円)	4,845,776	4,672,013	4,604,202	4,535,408	4,368,596
PTA 等の 集団回収	回収量 (t)	526	503	523	489	505
	奨励金交付額(円)	1,577,800	1,510,131	1,569,973	1,465,560	1,514,967

5-4 ごみ減量協力店・協力事業者認定制度

本市では、平成 19 年度からごみの減量や資源化に取り組んでいる店舗・事業者を「ごみ減量協力店・協力事業所」として認定し、市民や事業者のごみ減量、資源化に対する意識の高揚を図っています。現在 24 店舗・事業所を認定しています。

5-5 クリーン推進員の設置

市民、事業者、市がそれぞれの責務をはたしながら、協力してごみの減量化と適正な処理を進めるため、クリーン推進員（廃棄物減量等推進員）を市全域に設置しています。クリーン推進員を対象にした講習会や手引き書の配布など、ごみ処理に関する情報を提供しています。

クリーン推進員の職務は、次のとおりです。

- 正しいごみの出し方等の指導に関すること
- ごみの減量化、資源化の推進に関すること
- 市との連絡調整に関すること
- 環境美化意識の普及啓発に関すること

5-6 その他の取り組み

(1) 不燃ごみ集積所設置支援

平成 12 年度から自治会が設置する不燃ごみ集積施設（ごみステーション）整備に、整備費の一部を補助金として交付しています。

表 3-2-17 不燃ごみ集積施設の整備補助の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
補助件数 (件)	2	3	1	0	1
補助額 (円)	260,000	132,000	50,000	0	50,000
補助額等	新規整備：事業費の 1/2 (上限 150,000 円) 修繕等：事業費の 1/2 (上限 50,000 円)				

(2) ごみステーションでのマナー等の周知

各地区に設置されているごみステーションの管理は、地区（地元自治会）で行っています。ごみステーションでは、指定日の決められたごみ以外のごみや、分別されていないごみなど、一部でマナー違反が見られます。

違反ごみについては、収集は行わず、マナー違反である旨のシールを貼り周知を行っています。

(3) 不法投棄

本市では、ごみの不法投棄を防止するため、定期的に監視（パトロール）を行っています。不法投棄を発見した場合には、土地の管理者に連絡し撤去を行っています。

(4) ゴミゼロ運動

本市では、毎年 5 月 30 日（ゴミゼロの日）前後に、市民と協働で道路のポイ捨てごみの撤去や地域の環境美化活動を行っています。

(5) 広報・環境教育

● 広報

ごみの減量、資源化を推進するため、広報はにゅうやホームページなどを活用し、情報の提供を行っています。

平成 27 年 3 月に、ごみの分別による資源化を促進するため、羽生市ごみ分別ガイドブックを作成しています。

● 環境教育

ごみの減量、資源化を推進するため、環境講座、学校や自治会などに直接出向く出前講座などを実施しています。また、市内の小学生を対象とした清掃センター施設見学を行っています。

第3節 ごみ処理政策の動向

1 循環型社会形成推進基本計画

国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 25 年 5 月に第三次循環型社会形成推進基本計画を策定しました。

第三次循環型社会形成推進計画は、様々な情勢変化に的確に対処し、社会を構成する各主体との連携の下で、環境保全を前提とし、3Rの推進など国内外における循環型社会の形成を政府全体で一体的に実行していくため、定めています。

●現状と課題

◆国内における3Rの進展

- 3R の取組の進展、個別リサイクル法の整備等により最終処分量の大幅削減が実現するなど、循環型社会形成に向けた取組は着実に進展。

◆循環資源の高度利用・資源確保

- 国際的な資源価格の高騰に見られるように、世界全体で資源制約が強まると予想される一方、多くの貴金属、レアメタルが廃棄物として埋立処分。

◆安全・安心の確保

- 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国民の安全、安心に関する意識の高まり。

◆世界規模での取組の必要性

- 途上国などの経済成長と人口増加に伴い、世界で廃棄物発生量が増加。そのうち約 4 割はアジア地域で発生。2050 年には、2010 年の 2 倍以上となる見通し。

● 基本的方向

◆ 質にも着目した循環型社会の形成

- ① リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築
- ② 小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進
- ③ アスベスト、PCB等の有害物質の適正な管理・処理
- ④ 東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
- ⑤ エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- ⑥ 低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化

◆ 国際的取組の推進

- ① アジア3R推進フォーラム、我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援等を通じた地球規模での循環型社会の形成
- ② 有害廃棄物等の水際対策を強化するとともに、資源性が高いが途上国では適正処理が困難な循環資源の輸入及び環境汚染が生じないこと等を要件とした、国内利用に限界がある循環資源の輸出の円滑化

◆ 東日本大震災への対応

- ① 災害廃棄物の着実な処理と再生利用
- ② 放射性物質によって汚染された廃棄物の適正かつ安全な処理

● 取組指標

◆ 一人1日当たりのごみの排出量

平成12年度 → 平成32年度で約25%削減

◆ 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量

平成12年度 → 平成32年度で約25%削減

◆ 事業系ごみ排出量

平成12年度 → 平成32年度で約35%削減

2 第8次埼玉県廃棄物処理基本計画

埼玉県では平成 28 年 3 月に第 8 次となる埼玉県廃棄物処理基本計画を策定しています。

『廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会を目指して』を目指す方向性として示し、一般廃棄物の目標値を定めています。また、目標達成に向け、循環型社会形成を目指す 3 本柱と災害廃棄物対策を推進する備えの柱、計 4 つの柱を立て施策を展開していきます。

表 3-3-1 埼玉県の目標値

		実績 (平成 25 年度)	目標値 (平成 32 年度)	削減率
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	(g/人・日)	541	503	約 7%
事業系ごみ排出量	(千 t)	543	488	約 10%
1 人 1 日当たりの最終処分量	(g/人・日)	49	44	約 10%

● 第 1 の柱 3R の推進

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減させる「循環型社会」の形成に向け、リサイクルに先んじて求められる 2R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用）を、市町村や産業界と連携して積極的に推進します。また、回収できる有用資源量の更なる拡大と、より高品質なリサイクルを促進していきます。

● 第 2 の柱 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物施設の適正な維持管理を図るため、立入検査を実施し、必要な指導を行います。また、廃棄物に関する許可事務をしっかりと行うことで、適正処理の推進を図ります。

不法投棄については、未然防止対策を確実に進めることが重要なことから、民間企業や県民と連携し、監視を徹底します。

● 第 3 の柱 環境産業の育成

将来にわたり廃棄物の適正な処理ができる環境を維持し、循環型社会形成の推進を図るため、産業廃棄物処理業のイメージアップと人材育成を促進します。グリーン購入やリサイクル製品の認定などにより、リサイクル産業の発展を促進します。

● 第 4 の柱 災害廃棄物対策の推進

実効性のある災害廃棄物処理基本計画を策定し、市町村や各団体、国や都県など、様々な団体との連携強化に取り組みます。また、ごみ処理施設の災害拠点化・耐震化を促進します。

第4節 ごみ処理の課題

1 前計画の目標の達成状況

本市では、前計画策定後、中間処理後の焼却灰や集塵灰、廃プラスチック類などの再資源化を進めてきました。また、ごみ減量化や資源ごみの分別に向け、市民や事業者に対し普及啓発を行ってきました。

前計画の目標年度である平成27年度では、再生利用率、最終処分量の目標は達成していますが、一人一日当たりのごみ排出量は、目標を達成していない結果となっています。

表 3-4-1 目標の達成状況

目標項目	目標値	現況値（平成27年度）
市民一人一日当たりごみ排出量	900g/人・日	965g/人・日
再生利用率	20%	24.1%
最終処分量	900t/年	634t/年

2 ごみ処理の課題

● ごみ排出量の削減

本市のごみの総排出量は、人口の減少により減少していますが、一人一日当たりのごみ排出量は横ばいとなっています。国や県の一人一日当たりのごみ排出量は、図3-4-1に示すように本市よりも低くなっています。

ごみの減量化に向けた施策を継続するとともに、新たな施策を検討していく必要があります。

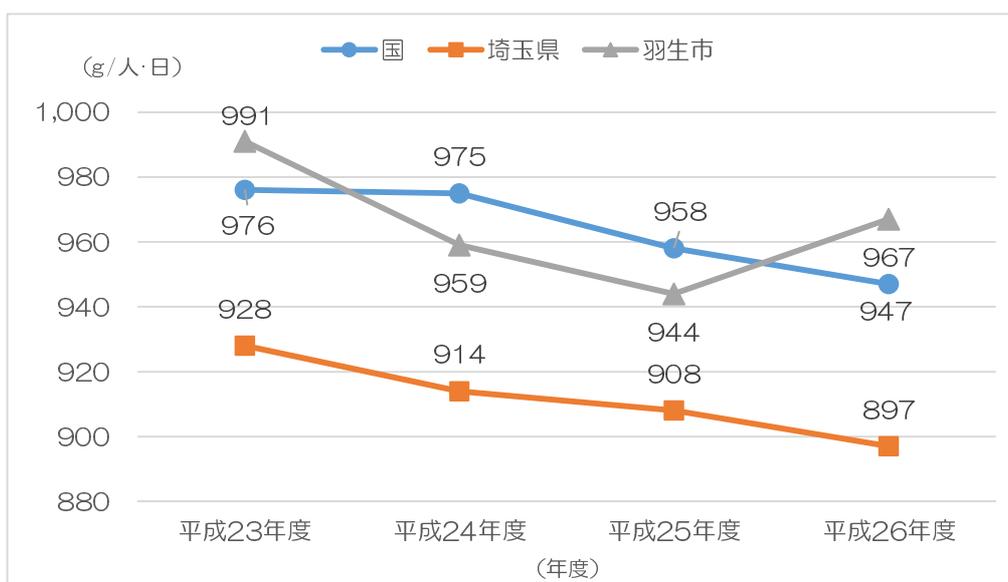


図 3-4-1 一人一日当たりのごみ排出量の推移

●ごみの再生利用率の向上

本市のごみの資源化率は、高くなっていますが、近年は横ばいとなっています。

また、再生利用率は、図 3-4-2 に示すように埼玉県とは同程度、国よりは高くなっています。

しかし、資源ごみの回収量は、減少傾向となっています。燃やしてもよいごみのごみ質分析結果は、図に示すように資源ごみとして分別している紙、布類がその半分以上を占めています。このような現状を踏まえ、ごみの分別を徹底していく必要があります。また、ごみの資源化に向けた分別品目の追加についても検討していかなければなりません。

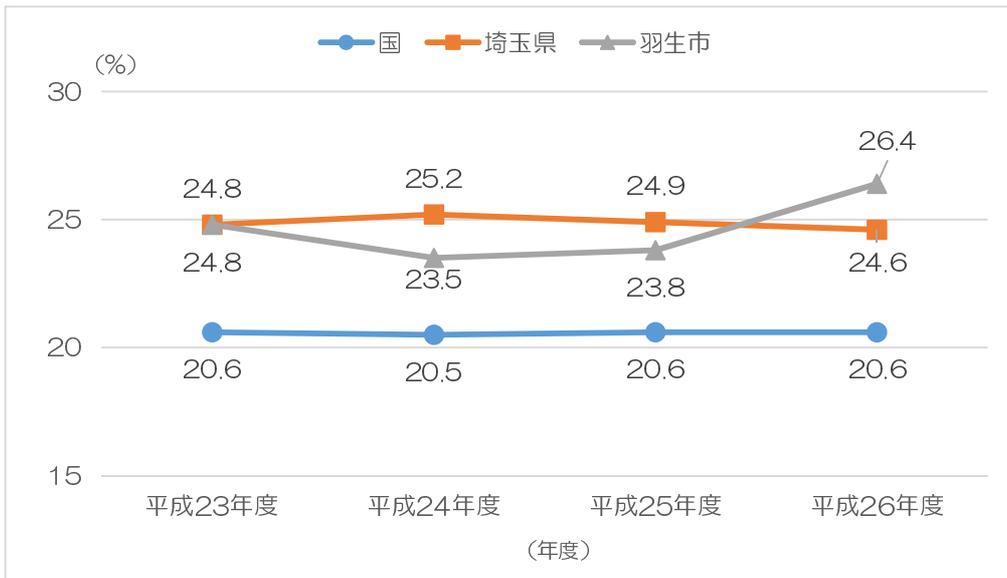


図 3-4-2 再生利用率の推移

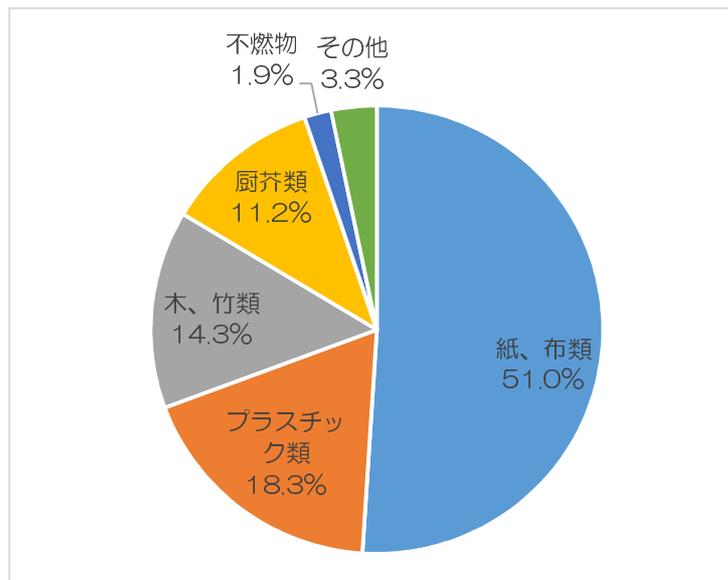


図 3-4-3 ごみ質分析結果：平成 27 年度

●最終処分量の低減

最終処分率は、中間処理後の再生利用などにより低くなっています。

埼玉県の最終処分率と比較すると、低くなっていますが、今後ごみの減量化、資源化を推進し、最終処分量を低減していく必要があります。

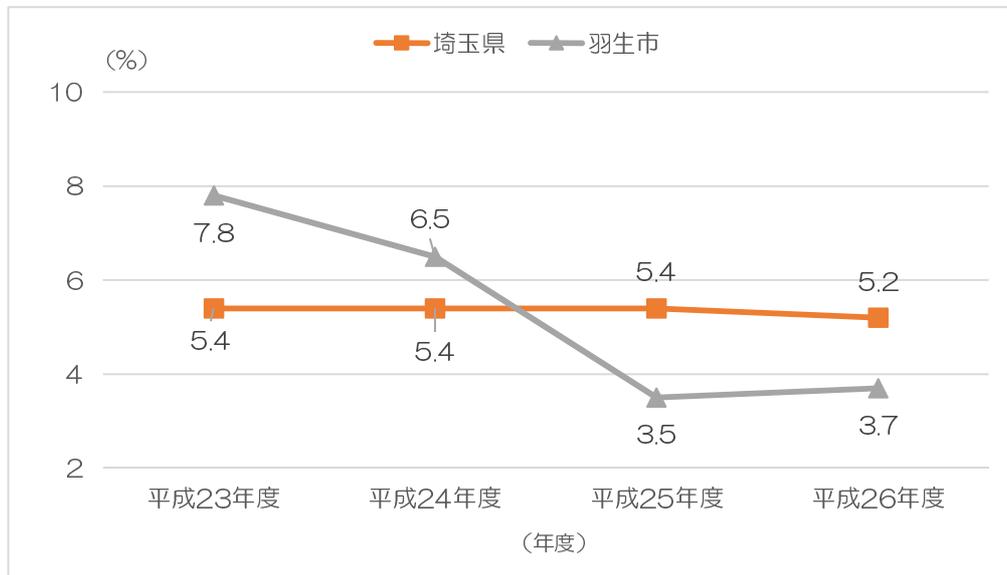


図 3-4-4 最終処分率の推移

●ごみ減量化に向けた経済的手法の導入

ごみの排出量を削減するため、家庭ごみ収集の有料化の導入へ向けた検討も継続していく必要があります。

●中間処理施設の適正な維持管理と新たな施設の整備

羽生市清掃センターは稼働から 34 年が経過しています。適正な維持管理を継続して実施していかなければなりません。

また、新たな施設の整備を計画的に進めていかなければなりません。

●ごみの適正処理

監視や美化活動を行っていますが、道路脇や空き地、河川敷などへの不法投棄やごみのポイ捨てが見られます。ごみの適正処理の意識啓発と監視・パトロールなどの対策が必要です。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみの将来予測

本市のごみ処理の現状に基づき、現在の状況が継続するものとして将来を予測します。

1 ごみ排出量

1-1 一人一日あたりのごみ排出量

将来予測は、僅かに減少傾向で推移しています。



図 4-1-1 一人一日あたりのごみ排出量の将来予測

1-2 一人一日あたりの生活系ごみ排出量

将来予測は、僅かに減少傾向で推移しています。

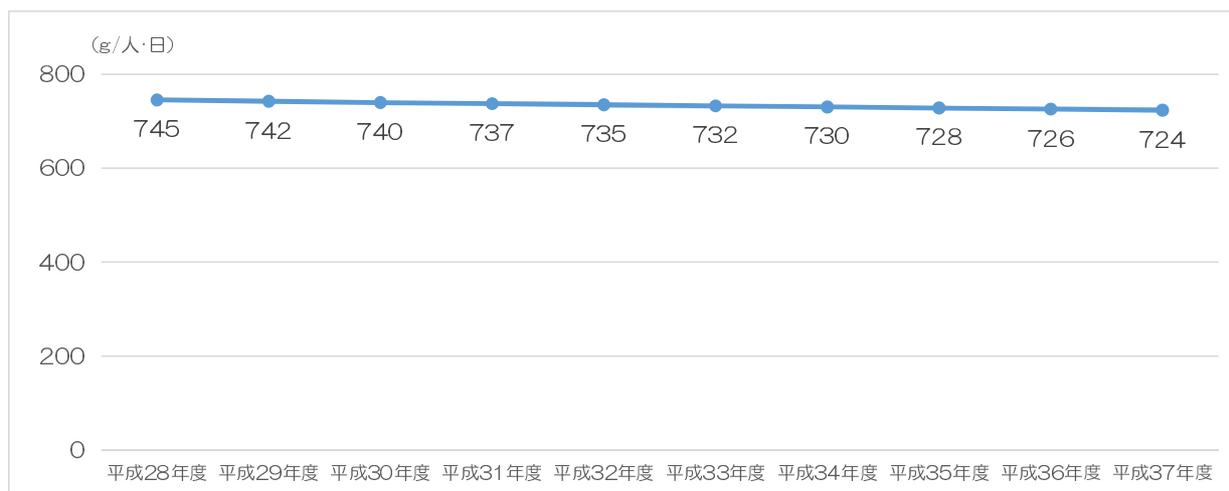


図 4-1-2 一人一日あたりの生活系ごみ排出量の将来予測

2 再生利用率

将来予測は、僅かに増加傾向で推移しています。

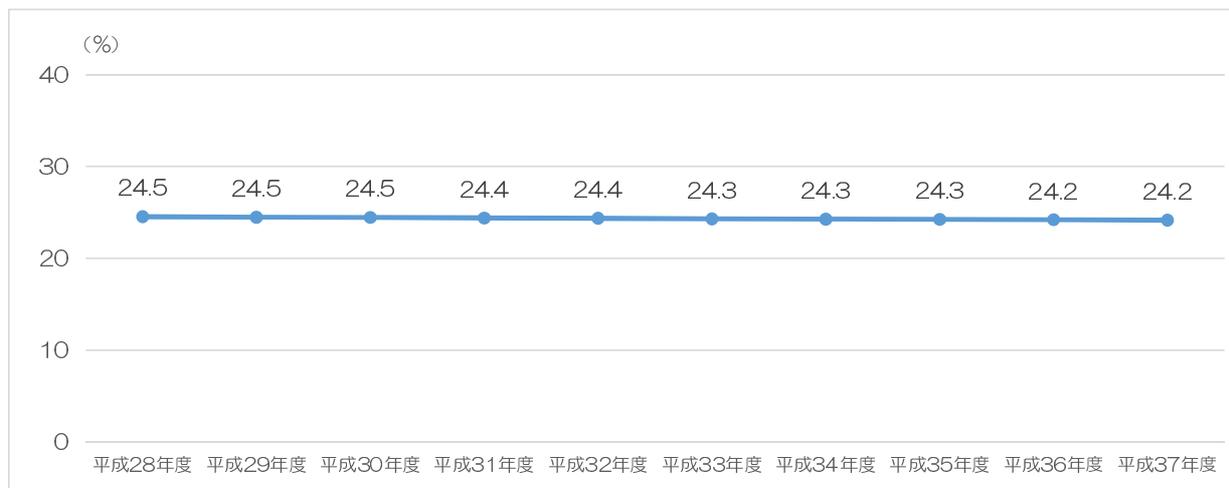


図 4-1-3 再生利用率の将来予測

3 最終処分率

将来予測は、僅かに減少傾向で推移しています。

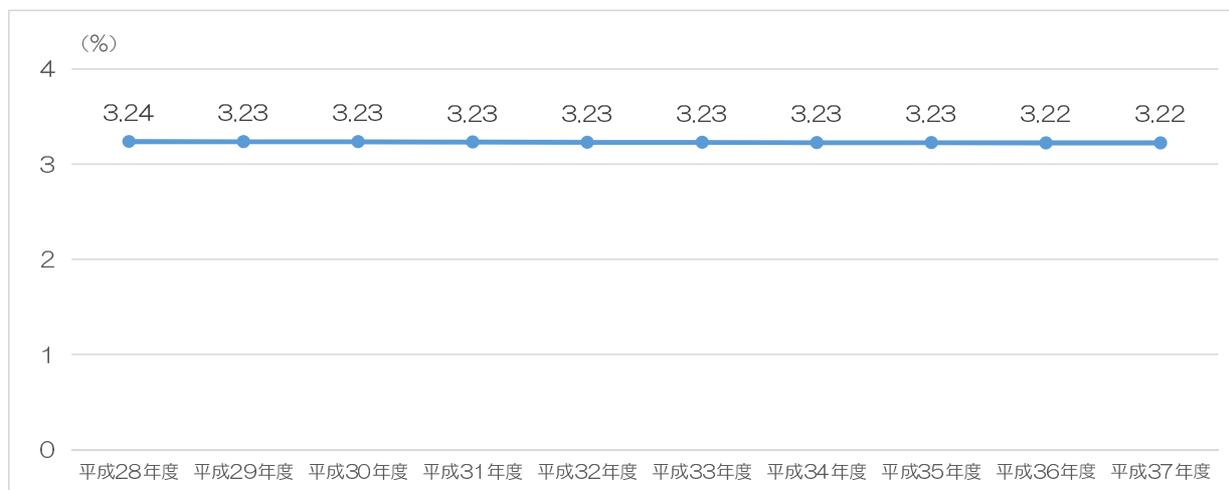


図 4-1-4 最終処分率の将来予測

第2節 ごみ処理の基本方針

1 基本方針

持続可能な循環型社会の実現に向け、市民・事業者・市が連携するまち

本市の良好な環境を将来の世代に継承していくため、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムから限りある資源を有効に活用し、環境への負荷が少ない循環型社会の実現に向け、市民、事業者、市が協働で取り組んでいくことが必要です。

第一にごみとなるものを断り（リフューズ：Refuse）、第二にごみの排出を抑制し（リデュース：Reduce）、第三に使えるものは何度でも使い（リユース：Reuse）、第四にどうしても使えなくなってしまったものは資源に戻す（リサイクル：Recycle）の順に出来る限り循環的な利用を行い、それでも利用できないものは、適正な処分を行う4Rに取り組む社会を目指します。

2 施策の方向性

（1）ごみの発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用の推進

ごみになるものを断り、ごみを出さないこと基本として、市民・事業者・市がそれぞれの立場でごみの排出抑制に取り組めます。

不用となってしまったものは、適切な再利用を行い、ごみとなってしまったものは、資源として利用できるものは分別し、再資源化に取り組めます。

（2）廃棄物の適正な処理・処分の推進

循環型社会の形成に向け、最適な中間処理・最終処分を継続して取り組めます。

（3）市民・事業者との連携

市民・事業者、市の各主体がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、連携してごみの減量化、資源化、適正処分に取り組めます。

3 各主体の役割

本基本計画に掲げる基本方針を実現していくため、市民・事業者・市が一体となり、それぞれの立場でできることを行い、相互に連携していくことが必要です。そのため、各主体の役割と連携を示します。

● 市民

自らがごみの排出者であり環境に負荷を与えていることを認識し、大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルから循環型社会の形成に向けたライフスタイルへの転換を図り、ごみの減量化、資源化に向け、自ら積極的に行うものとします。

また、市が実施する施策に参画し協力するものとします。

● 事業者

自らがごみの排出者であり環境に負荷を与えていることを認識し、ごみになりにくいものの製造や販売、修理体制や使用済みのものの回収に努めます。

また、一般廃棄物と産業廃棄物に分別するとともに、市民と同様に市が実施する施策へ積極的に参画し協力するものとします。

● 市

自らがごみの排出者であり環境に負荷を与えていることを認識し、市民、事業者と同様に、ごみの減量化、資源化に取り組みます。

また、ごみの減量化、資源化に向けた普及啓発や情報の提供を行い、市民、事業者との連携を図るとともに、ごみの適正処理に努めます。

4 基本目標

循環型社会に実現に向け、今後ごみの発生を抑制し、出ってしまったごみは再使用、再資源化を図り、どうしても使えないごみは適正に処理を行うことを目標とし、将来予測を踏まえ3つの目標を設定します。

基本目標は、基準年を平成27年度とし、目標年度を平成37年度とした数値目標を設定します。

項目	単位	基準年 (平成27年度)	目標年度 (平成37年度)
一人一日あたりのごみ排出量	g/人・日	965	865
再生利用率	%	24.1	30
最終処分率	%	3.4	3.0

● 一人一日あたりのごみ排出量

一人一日あたりのごみ排出量は、現在そのまま推移すると一日に46g減り、目標年度には919g/人・日になると予測されます。本基本計画の施策の推進により、一日に10gを減らし、10年間で100gの減量を目指します。これは、基準年度から約10%の削減となります。

● 再生利用率

再生利用率は、現在そのまま推移すると約2%増加し、目標年度には26.1%となると予測されます。本基本計画の施策の推進により、市民や事業者から排出されるごみに含まれる資源の分別や中間処理後の焼却灰や集塵灰などの再生利用を継続し、10年間で約6%の再生利用率の向上を目指します。

● 最終処分率

最終処分率は、現在そのまま推移すると約0.3%減少し、目標年度には3.1%となると予測されます。本基本計画の施策の推進により、ごみの資源化や中間処理後の再生利用を進め、10年間で約0.4%の最終処分率の低減を目指します。

第3節 施策

1 排出抑制計画

1-1 ごみを出さないライフスタイルの推進

(1) マイバッグ持参によるレジ袋の使用量削減

レジ袋の無料配布中止を小売業者と連携して推進するとともに、市民への啓発を行います。

(2) 過剰包装の抑制の促進

物を購入したことにより発生するごみを削減するため、過剰包装を望まない、行わない、を小売業者と市民に対し啓発を行います。

(3) 詰め替え商品やリターナブル容器の使用促進

容器のごみを削減するため、詰め替え商品や繰り返し使えるリターナブル容器の使用を市民、事業者へ啓発を行います。

(4) 生ごみの減量化の推進

食材は、無駄にならないよう買い過ぎに注意し、使い切るなどにより食品ロスを削減するとともに、食べ物を無駄にせず大切に作る心を育てる啓発を行います。

生ごみの水切りを啓発するとともに、生ごみ処理機器の購入補助制度を継続し、生ごみの減量化を推進します。

生ごみを排出する事業者に対しても市民と同様に減量化を啓発します。

(5) レンタルやリース、修理の利用促進

一時的に必要となるものについて、レンタルやリース制度の活用や、壊れてしまったものは修理して使うよう、市民、事業者へ啓発します。

1-2 多量排出事業者に対する減量化の指導

多量にごみを排出する事業者に対し、減量化に向けた指導を行います。

1-3 ごみ有料化の検討

(1) 家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみの有料化は、国で導入を推進しているため、多くの市町村で指定袋にごみ処理に係る費用相当分を上乗せする形での導入や検討が行われています。ごみの発生抑制や資源化の推進、排出量に応じた費用負担の公平性の確保、ごみ処理費用の削減などの効果が期待されます。

その一方、野焼きや不法投棄の増加、経済的弱者への負担増などの問題の発生や、一時的にごみの量は減少しますが、その後増加してしまうことが懸念されます。

家庭ごみの有料化については、料金の徴収方法、処理手数料単価、実施時期などの検討を行い、市民の理解を得る必要があります。本市の廃棄物減量等推進審議会でも、数回にわたり検討を行っていますが、現時点では他の施策によりごみの減量化を促進すべきとして、当面家庭ごみ有料化の導入は見送るべきとの判断がなされています。

そのため、家庭ごみ有料化については、当面は行わないこととしますが、今後のごみ排出量や全国的な動向を踏まえ、必要に応じて検討します。

(2) 事業系ごみ手数料単価の検討

事業系ごみ手数料は、平成10年の料金改定以来変更していません。近年、事業系のごみ排出量は減少傾向で推移していますが、今後の状況を踏まえ、必要に応じて検討を行います。

2 再利用・再生利用計画

2-1 ごみの分別の周知徹底

(1) ごみの分別徹底

ごみに含まれる資源をできる限り回収するため、広報やステーションでの指導などにより市民、事業者への周知を図ります。

(2) 紙類・布類の分別の徹底

燃やしてもよいごみに含まれる紙類、布類の資源ごみとして分別の徹底を図ります。

2-2 資源ごみの集団回収の推進

PTA等による団体で行われている資源ごみの集団回収への手数料（報償金）を継続していきます。

2-3 小売業者による店頭回収の推進

小売業者と連携し食品トレイ、紙パック、乾電池などの資源ごみの店頭回収を推進します。

2-4 フリーマーケットやリサイクルショップの活用推進

不用になったものは、ごみとせず必要とする人の手にわたるよう、フリーマーケットやリサイクルショップの活用を推進します。

2-5 再生品の利用促進

リサイクルを推進するために、再生品の積極的な活用を促進するため、情報を発信します。
また、平成21年度から年1回実施しているリサイクル家具などの無償提供については、継続して実施していきます。

2-6 事業者の分別の徹底

事業系ごみの分別を啓発や指導の強化を図ります。

2-7 新たな資源化の検討

(1) プラスチック類

プラスチック類は、現在、サーマルリサイクルが行われています。プラスチック類は、多くの再生利用の手法が確立されていることを踏まえ、今後、本市の状況を踏まえサーマルリサイクル以外での資源化の手法について検討します。

(2) 剪定枝葉

剪定枝葉は、チップ化することによりバイオマスエネルギーの資源や肥料としての活用などの再生利用の手法が確立されています。今後、本市の状況を踏まえ、適正規模の民間施設（1箇所）を活用した再生利用の手法について検討します。

(3) 生ごみ

本市では、各家庭での生ごみ処理機器の利用を購入補助により促進しています。生ごみは、堆肥や飼料、バイオマスエネルギーの資源としての活用など、再生利用の手法が確立されています。今後、本市の状況を踏まえ、再生利用の手法について検討します。

(4) 新たな資源化品目の検討

現在、資源としての活用を行っていない品目で、新たな法令や技術の進歩などにより、資源化が可能となったものについて、本市の状況を踏まえ、資源化を検討します。

3 収集・運搬計画

3-1 適正な収集運搬体制の確保

排出されたごみを生活環境の保全上、支障がないよう安全かつ確実に市民サービスの充実を図りながら、中間処理施設に収集運搬します。

(1) 収集頻度

ステーション方式での収集頻度は、現在の頻度を継続します。今後、社会情勢やライフスタイルの変化、収集量の大きな変動や分別品目の変更など、必要に応じて見直しを検討します。

(2) 収集運搬方式

市民が利用するステーションについては直営及び委託、事業者については、許可業者による体制を継続します。

(3) 環境負荷の低減

収集運搬車両の走行による環境負荷を低減するため、低公害車の導入やエコドライブの促進を図るとともに、効率的な収集ルートによりエネルギー消費の削減に努めます。

(4) 高齢化への対応

ひとり暮らしの高齢者の増加など、ごみの排出が困難な人へのごみ収集のあり方について、検討します。

3-2 ごみステーションの管理・整備

ごみステーションのごみ出しルールの周知やごみの散乱防止、回収後の清掃など、ステーション利用者相互の管理を促進します。

また、市民の要望により設置するステーションの整備に対する補助を継続します。

3-3 拠点回収の周知

本市では、市役所や公民館などの公共施設で資源ごみの回収を行っています。拠点回収の場所や品目を広報し、資源化への意識高揚を図ります。

3-4 処理困難物への対応

(1) 処理困難物等の周知

市有施設では適正処理が困難なものについては、購入した店舗や専門の処理業者に処分を依頼するなどの周知を行っています。また、家電リサイクル法に関連する品目も市では処理を行わないため、その処理方法についても周知を行っています。

今後も適正な処理に向け、継続した周知を図ります。

処理困難物

ガスボンベ、廃油（植物性を除く）、農薬、農機具、タイヤ、消火器、バッテリー、エンジン付機械類、コンクリートブロック、建設廃棄物、ピアノなど

(2) 処理困難物の回収

本市では、市民から排出される処理困難物のうちタイヤ、消火器、バッテリー、プロパンガスボンベについて、年1回有償で清掃センターでの持ち込みによる引き取りを行っています。

小売業者や専門業者に処理を周知していきませんが、今後も廃棄物の適正処理の観点から、実施します。処理費用については、今後の状況を踏まえ必要に応じ見直しを検討します。

3-5 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物については、市で取り扱わないため、廃棄物処理法に基づき、排出事業者が処理業者に委託し、適正に処理するものとします。

また、在宅医療により家庭から排出される注射針などについては、特別管理一般廃棄物に準じ医療機関等により処理するものとします。

3-6 不用品回収業者や無許可業者への対応

許可のない業者が家庭から排出されるごみを回収するなどし、適正な処理が実施されないことがあります。そのため、家庭ごみの正しい処分の仕方について、市民に周知します。

4 中間処理・最終処分計画

4-1 中間処理体制

(1) 中間処理の方法

本市のごみは、羽生市清掃センターの焼却施設及び粗大ごみ処理施設、資源化については民間事業者などにて委託処理を行っています。今後も中間処理は、現在の方法を継続しますが、施設の運転管理や維持、修繕、再構築を含めた包括業務委託の可能性について研究していきます。

今後、新たに資源化品目を追加する場合には、民間事業者などの活用も含め中間処理の方法を検討します。

(2) 中間処理施設の整備

本市のごみの中間処理施設である羽生市清掃センター焼却施設及び粗大ごみ処理施設は、稼働を開始してから年数が経過していますが、適切な維持管理や修繕などにより安全に稼働しています。今後も現施設の長寿命化に向け、必要な施設の整備を計画的かつ定期的を実施し、安全で適切な運転管理を行っていきます。

(3) 新たな中間処理施設の整備

羽生市清掃センターの現有施設は、稼働を開始してから34年が経過しており、新たな中間処理施設の整備が必要な時期となっています。施設の整備には、広域化や処理により発生するエネルギーの利用、環境負荷の低減、ごみの資源化を考慮した施設の方式など、多岐にわたる検討が必要となります。

今後のごみ発生量や最新技術などの動向を踏まえ、本市の状況にあった整備計画の方針を明確にし、施設整備に向けた方向性を検討していきます。

4-2 最終処分体制

(1) 最終処分の方法

本市では最終処分場を保有していますが、災害発生時などの非常用として延命化を図っています。現在は中間処理後の不燃物を埼玉県環境整備センターで行っています。今後も最終処分は、現在の方法を継続します。

(2) 最終処分場の整備

本市で保有している最終処分場は、東日本大震災以降、残余容量が少なくなっていることから、処理委託を含めた最終処分場の確保が必要となります。

最終処分量の減量を行いながら、広域化や埋め立て方式などの検討を行い、本市の状況にあった整備計画の方針を明確にし、施設整備に向けた方向性を検討していきます。

(3) 最終処分場の跡地利用

既存の最終処分場の埋め立てが完了後の跡地の活用について、周辺の土地利用状況や地域住民の要望などを踏まえ、検討していきます。

5 ごみ問題に関する意識啓発

5-1 市民・事業者へのごみの減量化、資源化の啓発

ごみの量を減らす取り組みや分別の徹底を市の広報やホームページ、ごみ分別ガイドブックなどを活用し意識の高揚を図ります。

ごみに関する問題について、各地域で活動しているクリーン推進員などから要望を聞くとともに、減量化や資源化に向けた市民の取り組みや市の現状を説明する懇談会などを開催し、市民一人ひとりへの意識の高揚を図ります。

また、本市のごみ排出量や再生利用率などの情報提供を行います。

5-2 環境学習・環境教育の推進

市民環境講座や出前講座、ごみ処理施設を活用した環境学習や環境教育を推進します。

5-3 ごみ減量協力店・協力事業者認定制度

ごみ減量や資源化に取り組んでいる店舗・事業者を認定し、市民や事業者のごみ減量資源化に対する意識の高揚を図ります。

5-4 環境美化活動の推進

(1) ゴミゼロ運動の推進

市民と協働で毎年5月30日前後に実施しているゴミゼロ運動は、今後継続して実施します。身近な道路や地域の美化活動により、ごみに関する意識の高揚を図ります。

(2) 環境美化活動の推進

市が主催するイベントにおいて、市民と協働でごみの分別や清掃などを実施し、環境美化に向けた意識の高揚を図ります。

また、地域や市民団体が行う美化活動に対し、情報の提供や広報により支援を行います。

6 不法投棄防止対策の推進

家電リサイクル法の施行により、処理に係る消費者の負担が増えたことから、ごみの不法投棄が増加しています。

不法投棄を防止するため、市職員だけではなく郵便局との通報等の協定締結や警察及び県環境部等関係機関との協力、地域住民などによる監視を行い、状況に応じ撤去を行っています。

今後も継続して不法投棄の監視や撤去を行うとともに、不法投棄されにくい環境づくりを進めていきます。

7 災害廃棄物対策

災害により発生した廃棄物は、一般廃棄物として「羽生市地域防災計画」に基づき、災害発生時においても、生活環境及び公衆衛生上支障のない方法で混乱することなく、災害で発生した廃棄物の迅速な処理を実施するため、「羽生市災害廃棄物処理計画」を策定します。

「羽生市災害廃棄物処理計画」は、次のような事項について明確にし、災害時における廃棄物の処理を具体的に示します。

- 被害想定 of 整理及び把握
- 災害廃棄物発生量等の確認及び資産
- 災害廃棄物及び避難所のごみの種類の把握
- し尿、廃棄物処理施設の処理能力の整理
- 廃棄物仮置場の規模・配置の検討及び場所の選定
- 廃棄物搬送ルート及び運搬車両台数の検討
- 応援協力体制の確認及び新規協定の締結

8 ごみ処理に係る経費の会計基準の導入

ごみの収集運搬や委託による処理や施設の改修、整備に係る経費など、廃棄物に関する経費は多岐にわたります。特に、施設の大規模改修や新たな施設の整備には、莫大な費用がかかります。そのため、本市の状況に応じた会計基準の導入を進めます。

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1 生活排水処理の現状

本市の生活排水の処理は、公共下水道と合併処理浄化槽で行っています。

公共下水道では、し尿及び生活雑排水は下水道管を経由し、水質浄化センターで処理し、処理水は公共用水域へ放流します。

し尿と生活雑排水を処理する合併処理浄化槽の汚泥、し尿を処理する単独処理浄化槽の汚泥及び非水洗化のし尿は、汚泥再生処理センターで処理し、処理水は公共用水域へ放流されます。

生活雑排水が未処理である単独処理浄化槽及び非水洗化からの生活雑排水は、未処理のまま公共用水域に排水されます。

生活排水処理の現況を図5-1-1に示します。

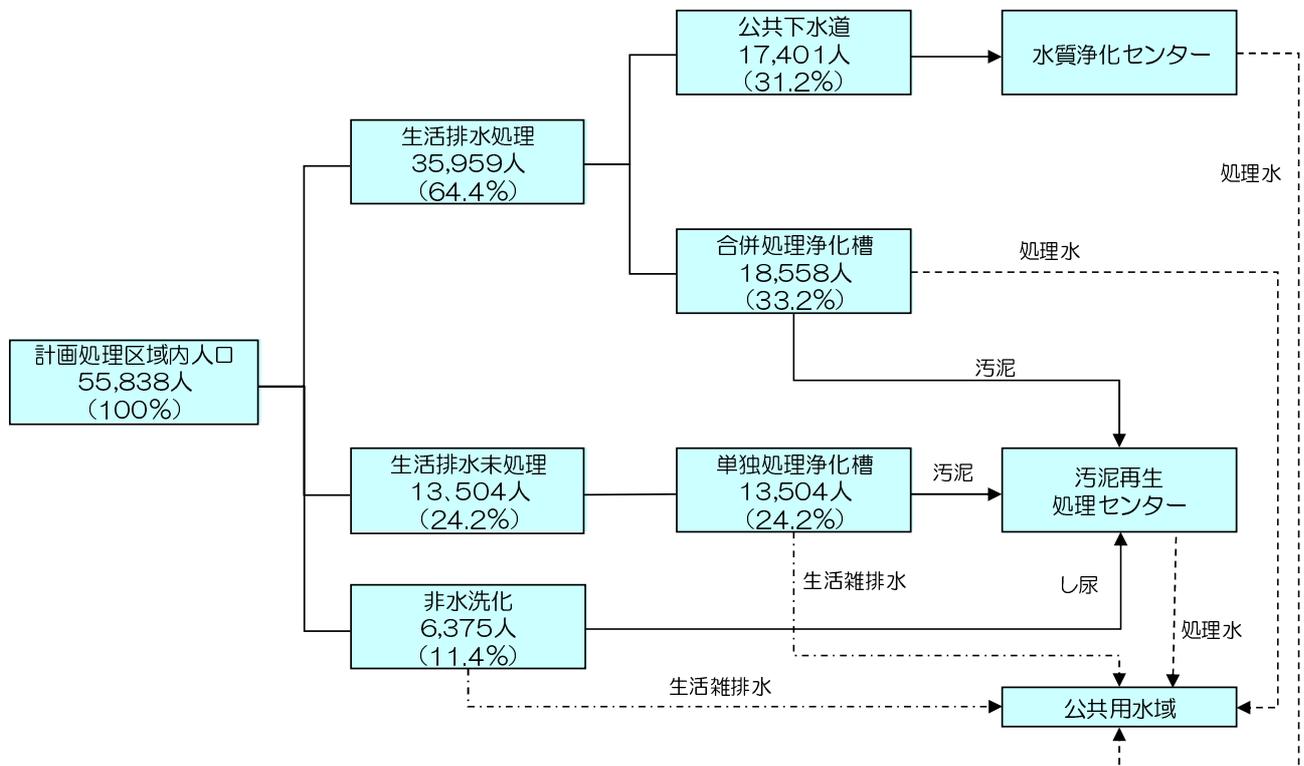


図5-1-1 生活排水処理の現況（平成27年度）

2 生活排水処理実績

水洗化・生活排水処理人口については、公共下水道は減っていますが、合併処理浄化槽が増えているため、全体として増加しています。結果として、水洗化・生活雑排水未処理人口と非水洗化人口は、年々減少しています。

そのため、生活排水処理率は、平成 22 年度 56.2%から平成 27 年度 64.4%に、水洗化率も 86.4%から 88.6%と改善されています。

表5-1-1 生活排水処理実績の推移

単位：人

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
計画区域内人口	56,036	55,953	55,607	56,331	56,141	55,838
水洗化・生活雑排水処理人口	31,512	32,647	33,275	34,395	34,979	35,959
公共下水道	20,021	20,528	20,528	17,505	17,417	17,401
農業集落排水施設	0	0	0	0	0	0
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	11,491	12,119	12,747	16,890	17,562	18,558
水洗化・生活雑排水未処理人口	16,903	15,952	15,236	15,089	14,555	13,504
単独処理浄化槽	16,903	15,952	15,236	15,089	14,555	13,504
非水洗化人口	7,621	7,354	7,096	6,847	6,607	6,375
計画区域外人口	0	0	0	0	0	0

* 平成 25 年度に下水道台帳及び浄化槽台帳の見直しを行ったため、前年度から大きく変わっています。

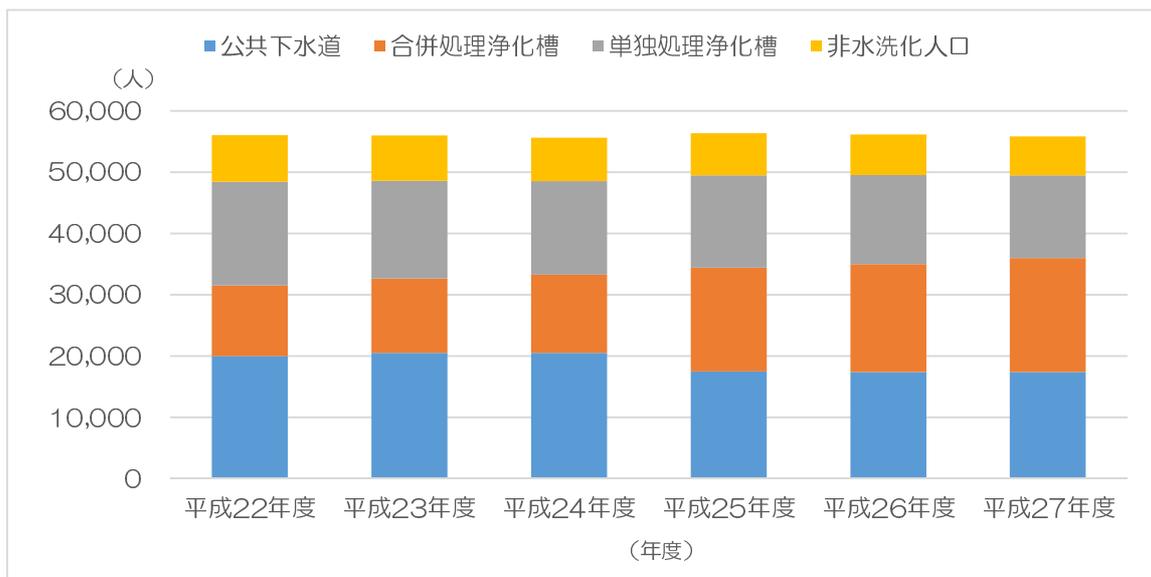


図 5-1-2 生活排水処理実績の推移

表 5-1-2 生活排水処理率、水洗化率の推移

単位：％

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
生活排水処理率	56.2	58.3	59.8	61.1	62.3	64.4
水洗化率	86.4	86.9	87.2	87.8	88.2	88.6

※ 生活排水処理率＝（水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域人口）×100

水洗化率＝（水洗化・生活雑排水処理人口＋水洗化・生活雑排水未処理人口）÷処理区域人口）×100

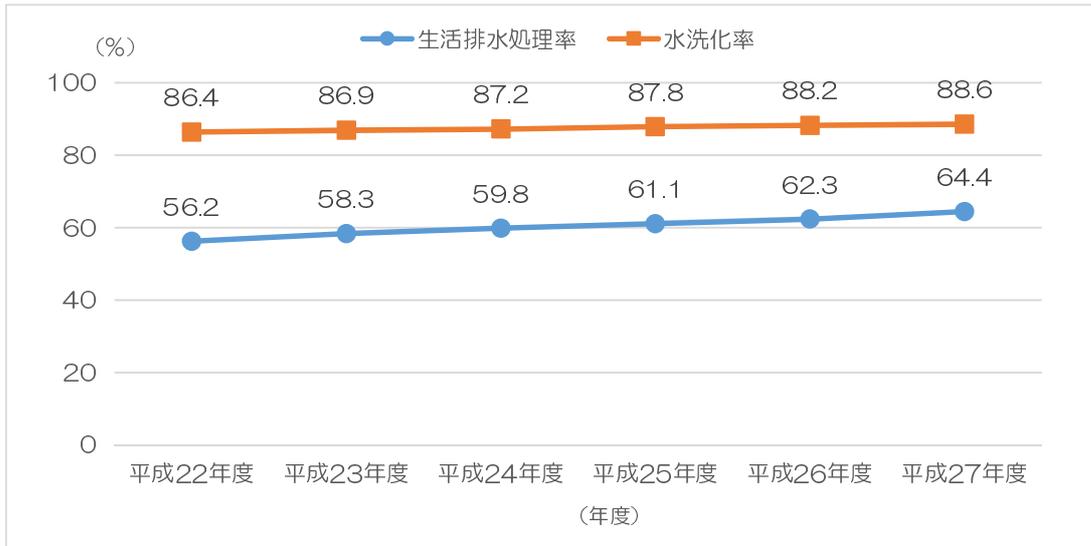


図 5-1-3 生活排水処理率及び水洗化率の推移

3 生活排水処理施設の整備状況

(1) 公共下水道

公共下水道の整備は、昭和 50 年度に事業認可を受け、昭和 61 年 4 月に供用が開始され、羽生公共下水道事業計画に基づき整備を行っています。

公共下水道の普及状況を表 5-1-3 に、公共下水道污水管整備状況を表 5-1-4 に示します。

表 5-1-3 公共下水道普及状況

	行政人口 (人) A	処理区域面積 (ha) B	処理区域人口 (人) C	普及率 C/A	水洗化人口 (人) D	水洗化率 (%) D/C
平成 23 年度	55,953	403	21,651	38.69	20,528	94.81
平成 24 年度	55,607	403	21,246	38.21	20,528	96.62
平成 25 年度	56,331	403	20,536	36.46	17,505	85.24
平成 26 年度	56,041	405	20,379	36.36	17,417	85.47
平成 27 年度	55,838	405	20,315	36.38	17,401	85.66

出典： 下水道課

表 5-1-4 公共下水道污水管整備状況

	事業認可区域 (ha) A	単年度整備面積 (ha)	累計整備面積 (ha) B	整備率 (%) B/A
平成 23 年度	599	0.0	403.09	67.29
平成 24 年度	599	0.77	403.86	67.42
平成 25 年度	599	1.45	405.31	67.66
平成 26 年度	599	0.68	405.99	67.78
平成 27 年度	599	0.3	406.29	67.83

出典：下水道課

(2) 合併処理浄化槽

本市では、公共下水道事業認可区域を除く市内全域で、合併処理浄化槽による生活排水の処理を推進しています。単独処理浄化槽及び非水洗化（汲み取り便所）からの転換には、市から補助金を交付しています。

合併処理浄化槽による生活排水の処理人口は、年々増加しています。

4 生活排水の処理主体

本市の生活排水の処理主体を表 5-1-5 に示します。

表 5-1-5 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	羽生市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
汚泥再生処理センター	し尿及び浄化槽汚泥	羽生市

第2節 し尿・汚泥処理の現状

1 し尿・汚泥処理の現状

本市の合併処理浄化槽、単独処理浄化槽からの汚泥と、非水洗化世帯からのし尿の処理は、汚泥再生処理センターで行っています。処理量の推移を表5-2-1及び図5-2-1に示します。

し尿の処理量は、増加傾向で推移しています。

表5-2-1 し尿汚泥処理量

	し尿汚泥処理量 (kL)
平成23年度	18,601
平成24年度	17,572
平成25年度	18,509
平成26年度	18,839
平成27年度	19,118

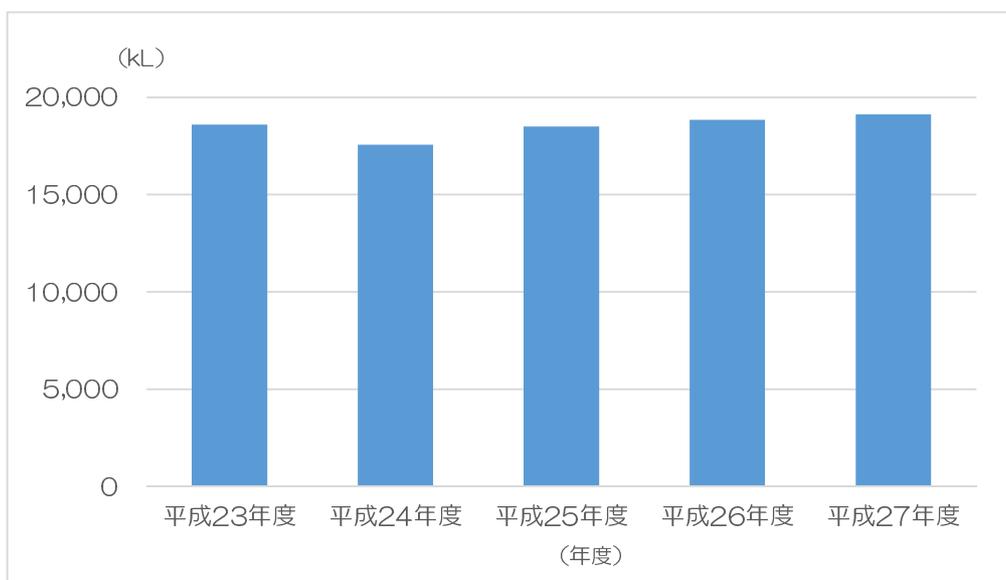


図5-2-1 し尿汚泥処理量の推移

2 し尿・汚泥の収集運搬

本市のし尿、汚泥の収集運搬は、許可業者により実施しています。

3 し尿・汚泥処理施設の整備状況

本市のし尿、汚泥の処理は、羽生市汚泥再生処理センターで行っています。

施設の概要を表 5-2-2 に示します。

なお、汚泥再生処理センターには、し尿・汚泥処理から発生した汚泥と生ごみを炭化し、肥料を生成する設備が設置されています。

表 5-2-2 羽生市汚泥再生処理センターの概要

項目	概要	
所在地	羽生市大字下村君字中谷 1252	
敷地面積	17,900m ²	
延床面積	2,519m ²	
処理能力	60kL/日（し尿 3kL/日、浄化槽汚泥 57kL/日） 生ごみ 200kg/日	
処理方式	浄化槽汚泥の混入比率の高い 脱窒素処理方式＋高度処理（活性炭吸着）	
放流先	新槐堀川	
竣工	平成 17 年 3 月 25 日	
放流量	120m ³ /日以下	
放流水質	pH	5.8～8.6
	BOD	10mg/L 以下
	COD	20mg/L 以下
	T-N	10mg/L 以下
	T-P	1mg/L 以下
	色度	30 度以下
	大腸菌群数	100 個/cm ³ 以下

第3節 水質保全に関する状況

本市では、市内の主要河川及び水路で年2回の水質調査を実施しています。本市を流れる河川では、中川が環境基準C類型に指定されています。水の汚れの指標となる生物化学的酸素要求量の環境基準は、5mg/L以下です。

主要河川の生物化学的酸素要求量（BOD）の調査結果を、表5-3-1及び図5-3-1に示します。

本市の主要河川では、水量が少なくなる冬季（2月）に、水質が悪化する傾向がみられます。

表5-3-1 主要河川及び水路の水質調査結果

調査地点	採取年月日	BOD (mg/L)	調査地点	採取年月日	BOD (mg/L)
中川1 (藤北橋)	平成25年9月10日	1.6	中川2 (中萩大橋)	平成25年9月10日	1.9
	平成26年2月13日	5.0		平成26年2月13日	5.0
	平成26年9月3日	1.7		平成26年9月3日	1.5
	平成27年2月4日	4.0		平成27年2月4日	6.1
	平成27年9月3日	1.8		平成27年9月3日	1.4
	平成28年2月8日	5.4		平成28年2月8日	16.0
会の川1 (神戸橋)	平成25年9月10日	1.2	会の川2 (上新郷)	平成25年9月10日	0.6
	平成26年2月13日	5.8		平成26年2月13日	3.0
	平成26年9月3日	1.1		平成26年9月3日	1.2
	平成27年2月4日	2.4		平成27年2月4日	5.4
	平成27年9月3日	1.2		平成27年9月3日	1.0
	平成28年2月8日	2.9		平成28年2月8日	4.0
午の堀川 (町屋揚水機場)	平成25年9月10日	2.6	新槐堀川 (東北自動車道)	平成25年9月10日	0.6
	平成26年2月13日	7.3		平成26年2月13日	6.5
	平成26年9月3日	1.4		平成26年9月3日	1.3
	平成27年2月4日	9.0		平成27年2月4日	2.4
	平成27年9月3日	1.9		平成27年9月3日	1.7
	平成28年2月8日	6.2		平成28年2月8日	8.0
手子堀川 (下手子林)	平成25年9月10日	1.9			
	平成26年2月13日	8.4			
	平成26年9月3日	1.4			
	平成27年2月4日	9.0			
	平成27年9月3日	1.6			
	平成28年2月8日	6.1			

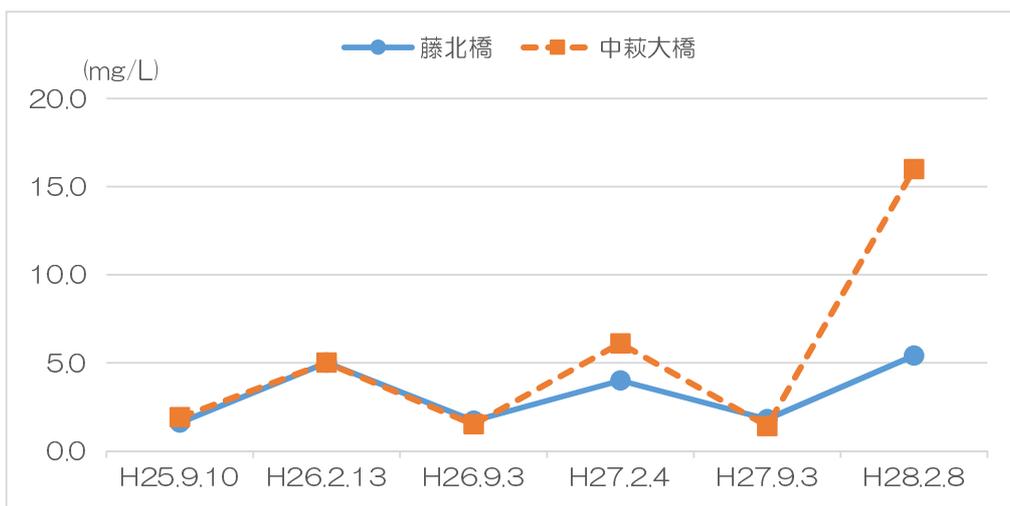


図 5-3-1 (1) 生物化学的酸素要求量 (BOD) の推移：中川

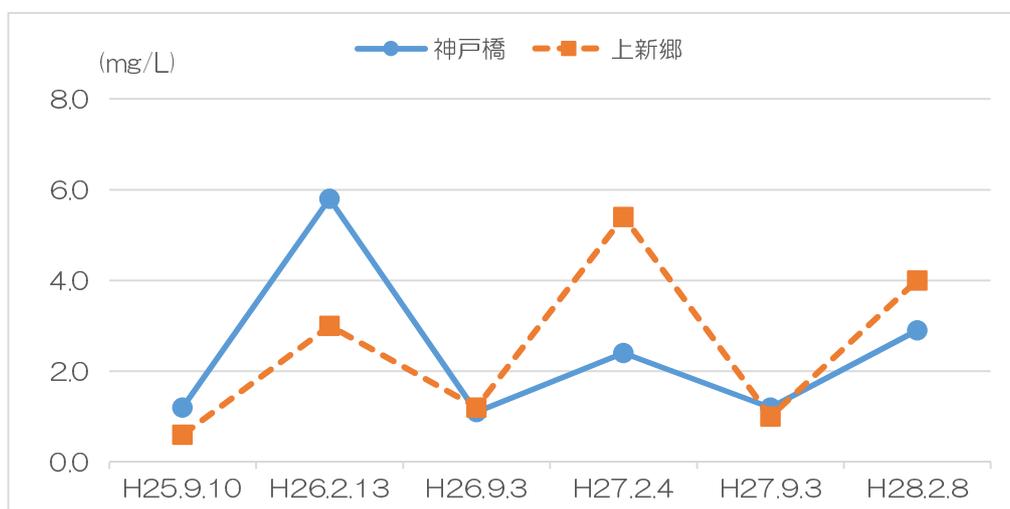


図 5-3-1 (2) 生物化学的酸素要求量 (BOD) の推移：会の川

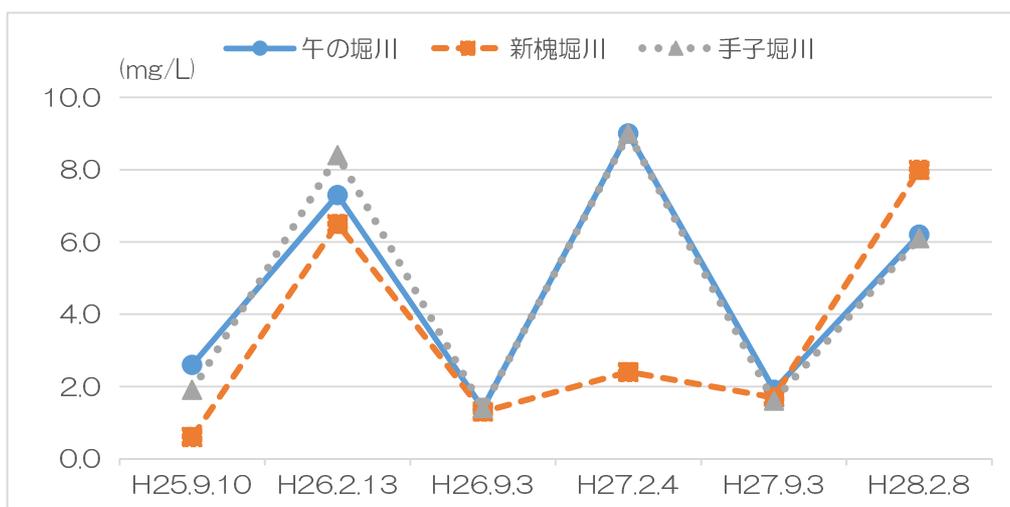


図 5-3-1 (3) 生物化学的酸素要求量 (BOD) の推移：午の堀川、新槐堀川、手子堀川

第4節 生活排水処理の課題

本市の生活排水処理率は、年々上昇し、平成 27 年度 64.4%となっておりますが、前計画の目標である 68.7%を下回る結果となっております。また、平成 26 年度の埼玉県的生活排水処理率は 90.0%となっており、本市はそれを下回っています。

本市の平成 27 年度での水洗化・生活雑排水未処理及び非水洗化人口は、約 36%となっており、これらの生活雑排水は、未処理のまま河川等の公共用水域に放流されています。

本市の河川等は、水量が少ない冬季に水質の悪化が見られることから、未処理の生活雑排水の流入が、要因の一つであると考えられます。

河川等の公共用水域の水質改善や生活環境の保全に向け、生活排水処理施設の整備、生活排水処理率の向上を目指していく必要があります。

また、し尿汚泥処理量は、合併処理浄化槽の設置により、今後も増加していくことが予測されることから、し尿汚泥処理を行っている汚泥再生処理センターでの処理能力を含め、検討を進める必要があります。

第5節 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の理念

本市には、利根川、中川、会の川等の河川と水路が縦横に流れ、市の外周部には田園が広がり屋敷林や社寺林が点在しています。これらは地域の原風景として、私たちに安らぎを与えるとともに、地域固有の生物多様性の維持に不可欠なものとなっています。

河川や水路の水質汚濁は、そこに暮らす生き物だけではなく、私たちの日常生活での安らぎの場を失うこととなります。

本市では、河川や水路の良好な水環境を確保するため、公共下水道をはじめとする生活排水処理施設の整備を計画的に推進するとともに、生活排水処理の重要性についての普及啓発により処理率の向上を目指します。

2 生活排水処理の基本方針

生活排水による河川や水路の水質汚濁を防止し、快適な生活環境の保全に向け、基本方針を次のとおりとします。

基本方針 1 公共下水道整備の推進

公共下水道区域では、事業認可に基づく計画的な整備を推進します。

基本方針 2 公共下水道による処理の推進

公共下水道供用開始区域内での接続率向上を目指し、未接続家庭等に向け、普及啓発を行います。

基本方針 3 公共下水道区域外での生活排水処理の推進

公共下水道区域外では、合併処理浄化槽による生活排水処理を進めるため、水洗化・生活雑排水未処理及び非水洗化家庭等に向け、普及啓発を行います。

基本方針 4 汚泥再生処理センターの適切な管理の推進

生活排水処理施設の設置の推進により、今後増加する浄化槽汚泥の処理の適正な処理を推進します。

3 処理の目標

生活排水処理の基本方針に基づき、公共下水道の整備、接続の推進、合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水処理率の向上を目指します。

本計画の目標を表 5-5-1～表 5-5-3 に示します。

表 5-5-1 生活排水処理の目標

	平成 27 年度 (基準年度)	平成 37 年度 (目標年度)
生活排水処理率	64.4%	82.0%

表 5-5-2 人口の内訳

	平成 27 年度 (基準年度)	平成 37 年度 (目標年度)
計画処理区域内人口	55,838 人	55,577 人
水洗化・生活雑排水処理人口	35,959 人	45,573 人

表 5-5-3 生活排水処理形態別内訳

単位：人

	平成 27 年度 (基準年度)	平成 37 年度 (目標年度)
計画区域内人口	55,838	55,577
水洗化・生活雑排水処理人口	35,959	45,573
公共下水道	17,401	20,400
農業集落排水施設	0	0
コミュニティ・プラント	0	0
合併処理浄化槽	18,558	25,173
水洗化・生活雑排水未処理人口	13,504	6,803
単独処理浄化槽	13,504	6,803
非水洗化人口	6,375	3,201
計画区域外人口	0	0

目標の達成に向けた生活排水処理施設の年度ごとの目標を図 5-5-1～図 5-5-2 に、生活排水処理率の目標を図 5-5-3 に、生活排水処理の目標を図 5-5-4 に示します。

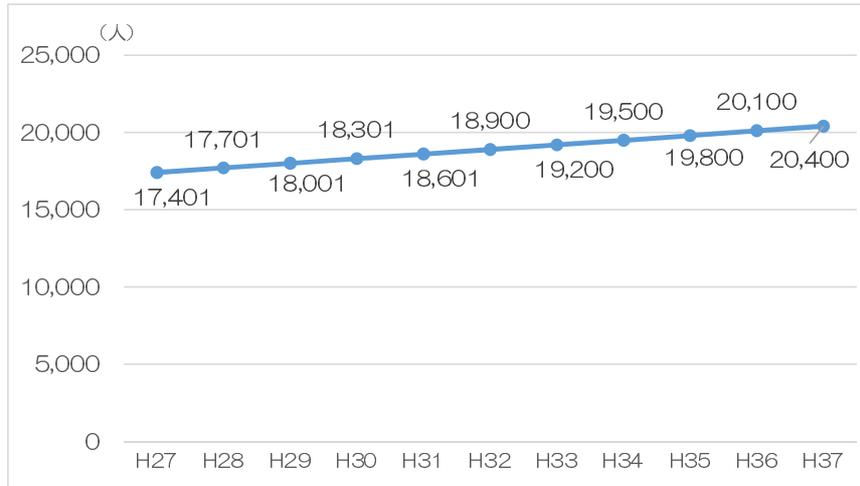


図 5-5-1 公共下水道接続人口の目標

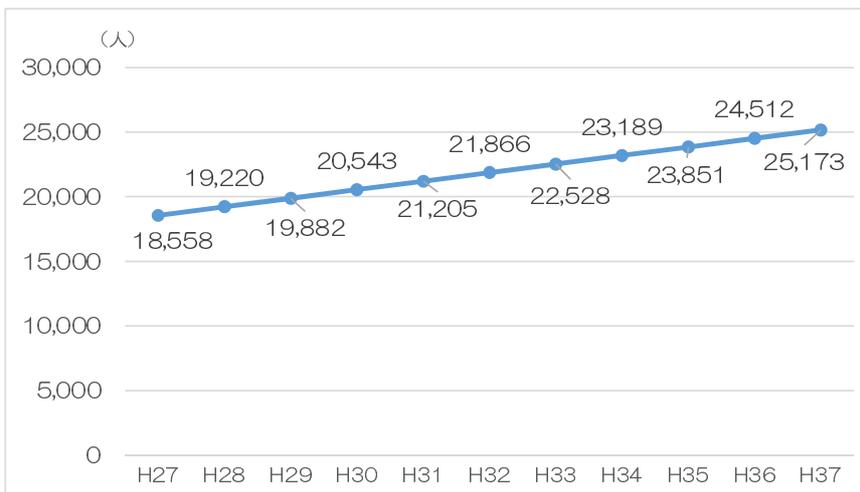


図 5-5-2 合併処理浄化槽設置人口の目標

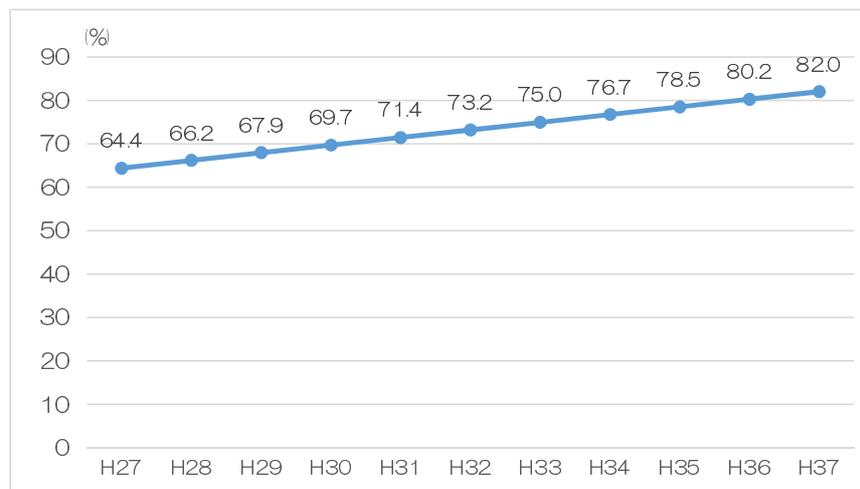


図 5-5-3 生活排水処理率の目標

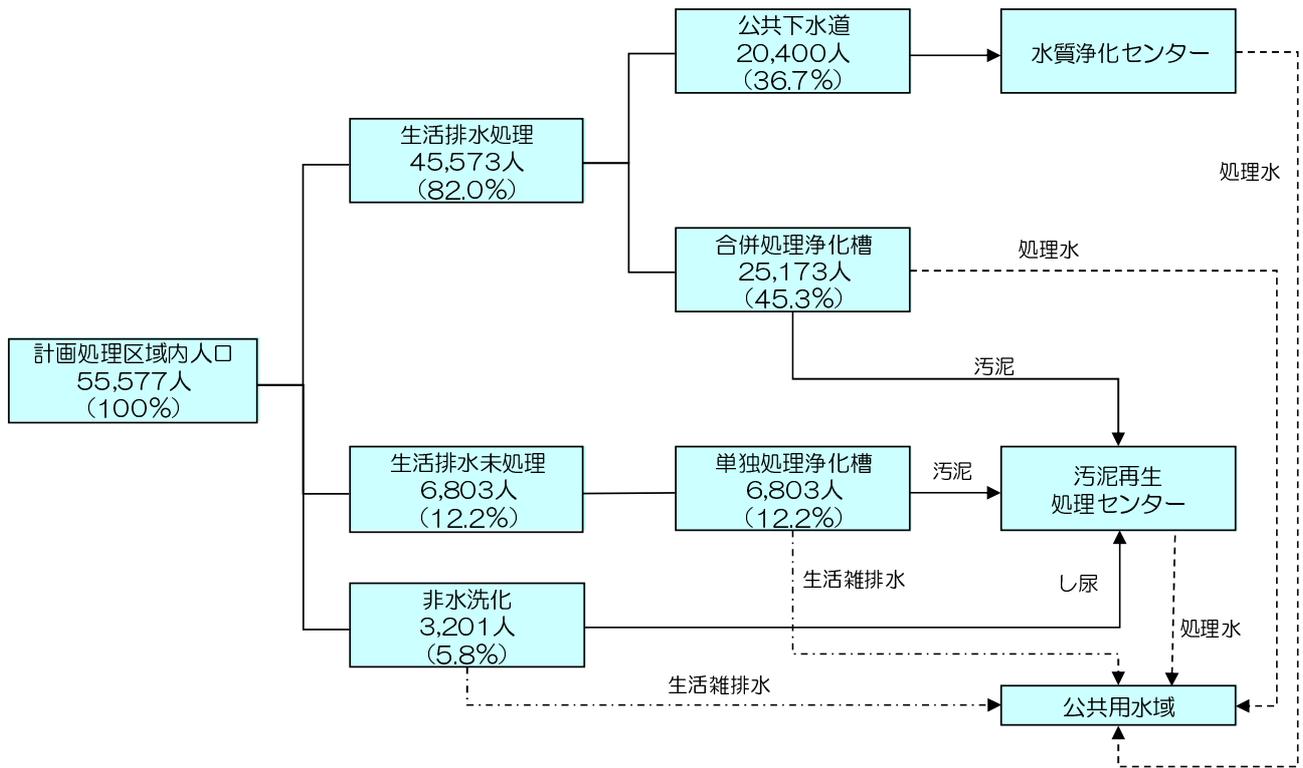


図 5-5-4 生活排水処理の目標（平成 37 年度）

第6節 施設の整備計画

1 公共下水道

本市では、公共下水道の認可区域の変更を平成23年に行っています。

公共下水道の整備を計画的に行い、平成37年度には805.1ha、計画区域人口24,000人を想定しています。

公共下水道の計画区域を図5-6-1に示します。

公共下水道の供用区域内では、接続率の向上を図るため、供用開始区域内の住宅や事業所等に個別訪問や文書等により下水道への接続を啓発します。

また、下水道への接続に関する融資制度の活用を促進します。

2 合併処理浄化槽

公共下水道区域外では、単独処理浄化槽及び非水洗化（汲み取り便所）を設置している住宅や事業所等の合併処理浄化槽への転換を広報等により促進します。

公共下水道区域内であっても、下水道の整備に相当期間を要する地域においては、建築物の新築や改築等にあわせ、単独処理浄化槽及び非水洗化（汲み取り便所）から合併処理浄化槽への転換を促進します。

また、単独処理浄化槽及び非水洗化（汲み取り便所）から合併処理浄化槽への転換に関する補助制度の活用を促進します。

合併処理浄化槽は、定期的な保守点検、清掃及び検査の実施などの維持管理が必要です。浄化槽の機能を確保し、良好な処理水質を維持するため、設置者に対し適正な維持管理の啓発を図ります。

第7節 し尿・汚泥の処理計画

1 収集運搬計画

本市の生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理を行うことはもとより、収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図り、施設への搬入量の変動を抑えるため、計画的な収集を行います。

(1) 収集の対象範囲

本市全域から発生するし尿及び浄化槽汚泥とします。

(2) 収集運搬の方法

① 収集運搬の実施主体

し尿・汚泥の収集運搬は、現行どおり許可業者により収集運搬し羽生市汚泥再生処理センターに搬入します。今後、収集量の変動に応じ、その対応について検討していきます。

② 収集運搬経路

収集運搬経路は、収集運搬車の集中を防止し、渋滞の緩和を図ります。さらに、各地域からの運搬経路については、主要幹線道路を使用するよう努めます。

③ 収集運搬方法

し尿・汚泥の収集運搬は、脱臭装置が設置されたバキューム車による方法とし、定期的に行うものとします。

(3) 中間処理計画

本市のし尿・汚泥の処理は、今後も羽生市汚泥再生処理センターで実施していきます。

合併処理浄化槽の普及に伴い、し尿は減少し、浄化槽汚泥が増加していくとともに、公共下水道の計画の変更により、合併処理浄化槽を推進する地域が広がり、発生する浄化槽汚泥がさらに増加し、羽生市汚泥再生処理センターの処理能力の限界に近づく可能性があります。

今後、し尿汚泥の発生量の推移をみながら、処理量の増加に向けた施設の改造や追加を検討していく必要があります。

また、安定した処理水質の確保に向け、適正な施設の運転管理、修理や改修を行います。

汚泥再生処理センターには、汚泥の再生利用に向け炭化設備が設置されていますが、今後も資源を有効活用する循環型社会の形成に向け、新たな資源化設備の設置について検討します。

第8節 広報・啓発活動

本市の河川や水路等の良好な水質の確保に向け、生活排水の適正な処理は重要な課題となっています。

生活排水が本市の河川や水路等の水質汚濁の要因となっていることを認識していくことが必要です。

そのため、市民や事業者に向け広報や啓発を行います。

(1) 生活排水処理施設の利用促進

- 公共下水道供用開始区域内では、住宅や事業所に対し、生活排水処理の重要性を個別訪問による文書の配布、広報やホームページ等を活用し説明するとともに、下水道の接続に関する融資制度の周知を図り、接続率の向上を目指します。
- 公共下水道区域外はもとより公共下水道区域であっても整備までに期間を要す地域では、合併処理浄化槽の設置を促進します。
生活排水処理の重要性を、広報やホームページ等を活用し説明するとともに、単独処理浄化槽や非水洗化（汲み取り便所）から転換する際の補助制度の周知を図り、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 合併処理浄化槽からの良好な処理水質を確保するためには、定期的な保守点検、清掃及び検査の実施などの維持管理が必要です。
合併処理浄化槽の管理は個人のため、適切な維持管理について広報やホームページ等を活用し周知を図り、良好な処理水質の確保を促進します。

(2) 生活排水処理対策への意識啓発

- 本市の河川や水路等の水質調査結果と、水質汚濁の要因の一つが生活排水であることを、広報やホームページ等活用し広く公表し、生活排水処理対策への意識向上を図ります。
- イベント等で市内の水環境に関する情報の提供を行い、市内の河川や水路等への意識向上を図ります。

(3) 家庭や事業所でできる生活排水対策

- ◆ 台所の排水に、食物残さ等の混入を防ぐため、三角コーナーや排水口には目の細かい水切り袋を用います。
- ◆ 廃食用油は、排水口から流さず、拠点回収によるリサイクルを進めます。
- ◆ 洗濯用洗剤やシャンプー、リンスなどは、適切な量を使用します。
- ◆ 節水に努め、排水を減らします。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 庁内の推進体制

本基本計画を総合的かつ計画的に推進するため、庁内の横断的組織として、関係課からなる組織を設置します。計画の施策や事業の総合調整を行うとともに、計画の進捗状況や目標の達成状況を把握し、点検・評価を行います。

2 廃棄物減量等推進審議会

本市における廃棄物処理のあり方や廃棄物の減量及びリサイクル推進の方策について、市長の諮問に対し答申を行うため、羽生市廃棄物減量等推進審議会が組織されています。

羽生市廃棄物減量等推進審議会は、市民、事業者、学識経験者などで組織され、本市のごみの減量化、資源化に向けた施策の効果的な進め方など、ごみに関する事項について審議を行います。

第2節 計画の進行管理

1 計画の周知

ごみの排出抑制、再使用、再生利用を推進し、本基本計画の目標を達成していくためには、市民、事業者、市が協働で取り組んでいくことが必要です。そのため、本基本計画を広報やホームページなどで広く公開し、積極的な周知に努めます。

また、本基本計画の進捗やごみ処理状況などの情報を公開します。

2 実施計画等の策定

本基本計画に掲げる目標の達成に向け、計画の方針や施策をより具体化した一般廃棄物処理実施計画を策定します。また、資源ごみの分別収集については、分別収集計画を策定します。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 基本的責務等(第3条—第7条)
- 第3章 廃棄物の減量及び再利用等(第8条—第13条)
- 第4章 適正処理困難物の抑制(第14条・第15条)
- 第5章 一般廃棄物の処理等(第16条—第23条)
- 第6章 一般廃棄物処理手数料(第24条)
- 第7章 一般廃棄物処理業(第25条—第28条)
- 第8章 浄化槽清掃業(第29条—第31条)
- 第9章 産業廃棄物(第32条・第33条)
- 第10章 地域の生活環境(第34条)
- 第11章 一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格(第35条)
- 第12章 雑則(第36条—第38条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に定めるもののほか、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物とは、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 資源物とは、再利用を目的として市が行う廃棄物の収集において、分別して収集するものをいう。

第2章 基本的責務等

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、再利用等による廃棄物の減量に関する住民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

(住民の責務)

第4条 住民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用若しくは不用品の活用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 特別な理由により、多量の家庭廃棄物を生ずる者は、市長が指示する方法等により処理しなければならない。

3 住民は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、前各項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第6条 法第5条の7の規定に基づき、羽生市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ一般廃棄物の減量及び再利用の促進等を調査、審議する。

3 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民及び市民団体の代表者

(2) 識見を有する者

(3) 商工業関係者

(4) 廃棄物処理事業者及び廃棄物再生事業者

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

(廃棄物減量等推進員)

第7条 市長は、一般廃棄物の適正な処理及びごみの減量等に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)を委嘱する。

2 推進員は、一般廃棄物の適正な処理及びごみの減量のための市の施策への協力や地域のリサイクル活動の推進等の活動を行う。

3 前各項に定めるもののほか、推進員について必要な事項は、規則で定める。

第3章 廃棄物の減量及び再利用等

(市の減量義務)

第8条 市は、資源物の分別収集及び廃棄物処理施設での資源回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては再生品を使用する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

(住民の減量義務)

第9条 住民は、資源物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(事業者の減量義務)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等、廃棄物の発生を抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等、再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その廃棄物を減量しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(再生資源の利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(指導、助言)

第11条 市長は、廃棄物の減量及び適正処理並びに再利用の推進に関し、必要と認めるときは住民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(施設の利用)

第12条 市長は、再利用等に関する住民の自主的な活動を支援するため、再利用の対象となる物の保管等に利用する場所として、業務に支障が生じない範囲において、市長の管理する施設等を住民の利用に供することができる。

(適正包装等)

第 13 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り廃棄物の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、住民が商品等の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるように努めるとともに、住民が包装、容器等を不用とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

第 4 章 適正処理困難物の抑制

(適正処理困難物の製造等の抑制)

第 14 条 事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)については、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。

(事業者の下取り回収等)

第 15 条 市長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

2 前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収に努めなければならない。

3 住民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

第 5 章 一般廃棄物の処理等

(家庭廃棄物の処理)

第 16 条 市は、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないよう収集し、適正に処分しなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第 17 条 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬、若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第 18 条 市は、法第 6 条第 1 項の規定に基づき、一般廃棄物の排出抑制のための方策等、一般廃棄物の処理に関する計画を定め、これを告示するものとする。

(処理計画の遵守義務)

第 19 条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者」という。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄物及び資源物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等、前条の規定により定められた計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物を定められた袋等により収納し、廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、家庭廃棄物を持ち出して置く所定の場所を常に清潔に保つように努めなければならない。

(資源物の所有権)

第 19 条の 2 前条第 1 項の規定により排出された資源物の所有権は、市に帰属するものとする。この場合において、市又は市が指定する事業者以外の者は、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(排出禁止物)

第 20 条 占有者は、市が行う家庭廃棄物の収集に際して、次の各号に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性の物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理機能に支障が生ずる物

2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(動物の死体)

第 21 条 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、遅滞なく市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(改善勧告)

第 22 条 市長は、占有者が第 19 条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(収集の拒否)

第 23 条 市長は、占有者が前条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該家庭廃棄物の収集を拒否することができる。

第 6 章 一般廃棄物処理手数料

(処理手数料)

第 24 条 市は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関して、占有者から、別表第 1 に定める一般廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)を徴収する。

- 2 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。
- 3 前各項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

第 7 章 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物処理業の許可)

第 25 条 法第 7 条第 1 項の規定により、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 法第 7 条第 6 項の規定により、一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 3 前各項の許可の有効期限は 2 年とする。

(一般廃棄物処理業の許可基準)

第 26 条 市長は、前条第 1 項又は第 2 項の許可の申請が法第 7 条第 5 項又は第 10 項に規定する許可基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(変更の許可等)

第 27 条 第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

- 2 許可業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他の事項を変更したときは、当該廃止又は変更の日から 10 日以内にその旨を市長に届けなければならない。

(許可の取消し等)

第 28 条 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときはその許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法その他の関係法令、又はこの条例の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (3) 正当な理由がなく事業の全部又は一部を休止したとき。

第 8 章 浄化槽清掃業

(浄化槽清掃業の許可)

第 29 条 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 35 条第 1 項の規定により浄化槽清掃を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の有効期限は 2 年とする。

(浄化槽清掃業の許可基準)

第 30 条 市長は、前条第 1 項の許可申請者が浄化槽法第 36 条に規定する許可基準に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。

2 第 27 条第 2 項及び第 28 条の規定は、前項の許可を受けた者について準用する。

(許可申請等手数料)

第 31 条 第 25 条第 1 項又は第 2 項及び第 29 条第 1 項の規定による業の許可又は、当該許可証の再交付を受けようとする者は、別表第 2 に定める手数料を納付しなければならない。

第 9 章 産業廃棄物

(産業廃棄物の処理)

第 32 条 法第 11 条第 2 項の規定により、市が処理することができる産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲の量とし、市長が必要のつど指定するものとする。

(産業廃棄物処分費用)

第 33 条 前条に規定する産業廃棄物の処分に要する費用については、事業者から別表第 3 に定める手数料を徴収する。

第 10 章 地域の生活環境

(清潔の保持)

第 34 条 占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保ち、廃棄物が不法に投棄されないよう相互に協力して地域の生活環境を保全するように努めなければならない。

第 11 章 一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格

第 35 条 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法による大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (7) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

第12章 雑則

(報告の徴収)

第36条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第37条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

【 諮問書 】

羽環発第500号
平成28年 9月 2日

羽生市廃棄物減量等推進審議会会長 様

羽生市長 河田 晃明

諮 問 書

羽生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条の2の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

諮問事項 羽生市一般廃棄物処理基本計画の改定について

①改定にあたっての課題整理と基本方針

(理由)

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定に基づき、平成18年度から平成27年度までの10年間を期間と定め、平成18年12月に「羽生市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、平成23年12月には中間見直しをし、当市の廃棄物処理を実施してきました。

さて、今後の羽生市の廃棄物処理行政を推進するため、現計画の進捗状況、社会情勢の変化、廃棄物処理行政の動向に対応した新たな「羽生市一般廃棄物処理基本計画」への改定をすることとしたものであります。

つきましては、計画改定にあたり貴審議会においてご審議願いたく、諮問するものです。

【 答 申 書 】

平成 2 9 年 2 月 2 8 日

羽生市長 河 田 晃 明 様

羽生市廃棄物減量等推進審議会
会 長 齊 藤 昭 治

羽生市一般廃棄物処理基本計画の改定について（答申）

平成 28 年 9 月 2 日付け羽環発第 500 号にて本審議会に諮問されました「羽生市一般廃棄物処理基本計画の改定」につきまして、別紙のとおり答申いたします。

羽生市一般廃棄物処理基本計画の改定について（答申）

一般廃棄物処理基本計画とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、市町村が定める計画であります。「羽生市総合振興計画」や「羽生市環境基本計画」における一般廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化そして適正処理に関する事項についての施策を具体化して定めるもので、本市の一般廃棄物の処理に関する最上位計画とし、総合的・計画的な廃棄物の処理に関する施策を推進するための計画です。

これを踏まえ、市民および市民団体の代表者、識見者、商工業関係者、廃棄物処理業者及び再生事業者で構成された当羽生市廃棄物減量等推進審議会に諮問されました事項につきまして、真摯に検討、審議いたしましたので、下記のとおり答申いたします。

記

まず現状と課題ですが、当市のごみ総排出量は人口減に伴いわずかに減少しましたが、市民一人一日当たりのごみ排出量については目標 900 g を達成できない結果となっています。ごみを出さない、つぐらない施策が必要と思われ、そのためには、分別の未徹底がみられますので、市民一人一人の意識向上に向け、周知を工夫した啓発が重要であります。

再生利用率、最終処分量については、中間処理後の焼却灰・集塵灰、廃プラスチック類の再資源化等を開始した結果、目標を達成しています。ただ、先に述べたとおり、分別を徹底することによりさらなる再生利用率の向上、最終処分量の減少が図られると思われ。他に、ごみ総量を大幅に減らすことは困難だと思われ、費用対効果を考慮し、排出量、処理量を減らす具体的な施策が必要であると考えられます。

また、当市の清掃センター（焼却施設）は 34 年、粗大ごみ処理施設（破碎施設）は 29 年と老朽化していますので、廃棄物処理施設について、処理施設の在り方、処理方法の転換など将来を見据えた方向性を比較検討する必要があります。

よって、市民、事業者、市の役割を定め、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムから限りある資源を有効に活用し、環境への負荷が少ない循環型社会の実現に向け、三者が協働に取り組む「持続可能な循環型社会の実現に向け、市民・事業者・市が連携するまち」を基本方針とすることにしました。

ごみに対する基本計画内容としては、排出抑制計画、再利用・再生利用計画について具体的な記載をし、また、新たな施策として、ごみ処理施設整備方向性の検討や災害廃棄物対策を盛り込むこととしました。

また、生活排水処理基本計画にあつては、公共下水道の急速な拡張は困難であると思われるので、合併処理浄化槽の普及をさらに目指すものとしました。

なお、答申にあたり、市にあつては、本計画を実効性のあるものとするため、持続可能な循環型社会の実現に向け積極的な廃棄物処理施策を図られるよう要望いたします。

以上

資料3 計画策定の経過

年 月 日	会 議 概 要
平成 28 年 9 月 2 日	第 1 回羽生市廃棄物減量等推進審議会 ○羽生市のごみ処理の現状について
平成 28 年 12 月 21 日	第 2 回羽生市廃棄物減量等推進審議会 ○前計画の事後評価について ○羽生市一般廃棄物処理基本計画素案について
平成 29 年 1 月 16 日～ 平成 29 年 2 月 15 日	パブリックコメントの実施
平成 29 年 2 月 28 日	第 3 回羽生市廃棄物減量等推進審議会 ○パブリックコメント結果について ○羽生市一般廃棄物処理基本計画（案）の答申

資料4 廃棄物減量等推進審議会委員名簿

区 分	氏 名	選出機関等	当審議会
市民及び市民団体の代表者	木 宮 利 雄	羽生市自治会連合会	
	斉 藤 昭 治	羽生市衛生協力会連合会	会長
	澤 田 勝 也	(一社)羽生青年会議所	
	佐 藤 将 史	羽生市 PTA 連合会	
	日比野 好 夫	羽生飲食店組合	
	伊 藤 伊 津 子	羽生市食生活改善推進員協議会	
	十 束 由 紀 江	羽生市女性会議	
	尾 上 満	資源回収登録団体	
	新 井 美 穂	公募	
	武 井 改 子	公募	
識 見 者	梅 澤 文 男	識見者	
商工業関係者	渋 澤 晴 夫	羽生市商工会	
	齋 藤 篤 義	羽生市中央商店街協同組合	
	木 村 健 造	大型小売店舗経営	副会長
廃棄物処理業者及び再生事業者	松 本 守 弘	埼玉県再生資源事業協同組合 羽生支部	
	田 口 陽 三	廃棄物処理業者	

資料 5 用語解説

あ 行

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物であると定義されています。家庭から排出されるごみやし尿、オフィスから排出される紙くず等が一般廃棄物となります。

か 行

合併処理浄化槽

し尿（トイレ汚水）と生活雑排水（台所や風呂等）を併せて処理することができる浄化槽をいいます。

家電リサイクル法

正式には「特定家庭用機器再商品化法」で、エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたものです。

建設リサイクル法

正式には「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けています。

公共下水道

地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものをいいます。

小型家電リサイクル法

正式には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」で、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタル等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例について定めた法律です。

ごみ減量協力店・協力事業所

市民や事業者のごみの減量と資源化に関する意識高揚を図り、循環型社会の形成及び地球環境保全の推進を目的に平成 19 年度から開始した制度です。ごみの減量、資源化に向け、簡易包装や資源物の自主回収など、環境への配慮に積極的に取り組んでいる店舗・事業所を羽生市で認定している制度です。

さ 行

サーマルリサイクル

廃棄物から熱エネルギーを回収し、焼却施設や近隣施設の冷暖房や温水施設、農業などの熱源として利用する方法や技術のことをいいます。

最終処分場

廃棄物は、再使用または再資源化される以外は、埋め立てにより最終処分されます。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び「一般廃棄物最終処分場」（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等、法で定められている 20 種類の廃棄物をいいます。

資源有効利用促進法

正式には「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、事業者による製品の回収・リサイクルの実施等リサイクル対策を強化し、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策や、回収した製品からの部品等の再使用（リユース）対策を新たに講じるとともに、産業廃棄物対策としても副産物のリデュース、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目的としています。10 業種・69 品目を対象業種・対象製品として設定しています。

循環型社会

有限である資源を効率よく使うとともに、可能な限り再生産し、資源が輪のように循環する社会の考え方です。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定した法律です。

自動車リサイクル法

正式には「使用済自動車の再資源化等に関する法律」で、自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律です。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車在使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残渣）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度です。

食品リサイクル法

正式には「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」で、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の発生抑制を図ること等を目的としています。

水平リサイクル

品質の劣化を伴わず、同じものに再生するリサイクルのことです。

た 行

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽で、台所や風呂などの生活雑排水の処理ができないため、公共用水域の水質汚濁の要因になるとして、新たな設置は認められず、既設についても合併処理浄化槽への転換がすすめられています。

中間処理（施設）

収集したごみの焼却、不燃ごみの破碎、選別等により、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理することで、さらに、鉄やアルミ、ガラス等再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。中間処理を行う施設を中間処理施設といいます。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性がある等人の健康または生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するもので、他の廃棄物と区別して収集運搬や、特定の方法による処理を義務付ける等、特別な基準が適用されます。PCB 使用製品、ばいじん、燃え殻、汚泥、感染性一般廃棄物等があります。

な 行

生ごみ処理機器

家庭から出る生ごみを減量化する装置をいいます。電動式の生ごみ処理機には、温風で乾燥する熱処理式と微生物の働きによって生ごみを分解するバイオ式、送風乾燥後にバイオ処理するハイブリッド式があります。

は 行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

略称で廃棄物処理法といわれ、廃棄物の発生を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理することを目的とした法律です。廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理計画の策定等が定められています。

や 行

容器包装リサイクル法

正式には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」で、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたものです。

ら 行

リサイクル (Recycle)

廃棄物を再生利用することで、廃棄物等を原材料とする再生利用、焼却して熱を回収するサーマルリサイクル等があります。

リデュース (Reduce)

廃棄物の発生を抑制することで、ムダなものは買わず、ものを大切に使うことによりごみの発生を抑制します。

リフューズ (Refuse)

不要なものは買わないことで、過剰包装などのごみとなってしまうものは買わないことによりごみの発生を抑制します。

リユース (Reuse)

物を繰り返し使うことで、一時使用して不要になったものを、そのままの形でもう一度使うことをいいます。

レアメタル

非鉄金属の中で流通量が少ない、希少な金属の総称です。希少な理由としては、採掘や精錬のコストが高いなどがあげられます。先端産業に不可欠な材料で廃棄物からの抽出によるリサイクルも進んでいます。

羽生市一般廃棄物処理基本計画

平成29年3月

埼玉県羽生市
平成理研株式会社